


熊原第23-028号  
令和5年7月14日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和3年5月24日付け原規規発第2105241号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書（令和3年11月8日付け熊原第21-042号及び令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更届出）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号  
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

### 2. 変更に係る加工施設の概要

成型施設の建物・構築物  
被覆施設の設備・機器  
放射線管理施設の設備・機器

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和 3 年 5 月 2 4 日  
認可番号 原規規発第 2105241 号

### 4. 変更の内容

- (1) 仕様表の改造内容、試験及び検査の方法の記載の変更及びその他関連箇所の変更に  
ついて、添付 1 に示すとおりとする。
- (2) 設備図等図面の変更について、添付 2 に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、仕様表の改造内容、試験及び検査の方法の記載及びその他関連箇所  
の記載を適正化するものである。
- (2) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記 (1) ~ (2) は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 2 第 2 項に規定される加工施設の保全上支障のない変更  
に該当する。

添付 1

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)		変更後		変更理由
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		感知器の型式ごとの個数を適正化するため。 なお、本変更は感知器の追加及び消防法に基づく型式の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>[11.1-F1]<sup>(14)</sup> 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器<sup>(9)</sup>を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC粉末消火器10型：102本</li> <li>・ABC粉末消火器50型：17本</li> <li>・BC粉末消火器20型：19本</li> <li>・金属火災用消火器：3本</li> <li>・二酸化炭素消火器：1本</li> <li>・乾燥砂（消火用）：2個</li> </ul> <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 ({8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup> 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型）：<u>280</u>台</li> <li>・煙感知器（スポット型）：<u>90</u>台</li> <li>・発信機：11台</li> </ul> <p>○設備の員数（{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機（P型受信機）：1台</li> </ul> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p>	技術基準に基づく仕様	<p>[11.1-F1]<sup>(14)</sup> 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器<sup>(9)</sup>を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC粉末消火器10型：102本</li> <li>・ABC粉末消火器50型：17本</li> <li>・BC粉末消火器20型：19本</li> <li>・金属火災用消火器：3本</li> <li>・二酸化炭素消火器：1本</li> <li>・乾燥砂（消火用）：2個</li> </ul> <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 ({8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup> 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型）：<u>278</u>台</li> <li>・煙感知器（スポット型）：<u>94</u>台</li> <li>・発信機：11台</li> </ul> <p>○設備の員数（{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機（P型受信機）：1台</li> </ul> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p>	
28		28		

変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可）		変更後		変更理由
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		
技術基準に基づく仕様	<p>[12.1-B2]          溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。          溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水防護区画 A1-2 及び A1-3 の溢水を受けける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。          {8051}緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[12.1-F4]          溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。          （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。          （{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。          （{8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>	技術基準に基づく仕様	<p>[12.1-B2]          溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。          溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水防護区画 A1-2 及び A1-3 の溢水を受けける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。          {8051}緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[12.1-F4]          溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。          （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。          （{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所及び閉じ込めの機能の維持のため第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し被水し水の侵入のおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。          （{8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>	<p>溢水による損傷の防止に係る記載を適正化するため。          なお、本変更は溢水に対する防護対象の説明の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
加工施設内における溢水による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:3-i)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		外壁3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		外壁3-19①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:3-f)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		外壁3-19②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-4	工事なし
4階	外壁・外部扉	外壁4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-2)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-a)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-7	第2排風機室と屋外 (2_3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-1)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-d)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし

変更後

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:3-i)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		外壁3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		外壁3-19①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:3-f)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		外壁3-19②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-4	工事なし
4階	外壁・外部扉	外壁4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-2)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-a)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		外壁4-7	第2排風機室と屋外 (2_3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-1)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造
		外壁4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:4-d)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は外壁の呼び寸法の記載を実態に合わせて変更し、耐震に係る安全機能を追加するものの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)							
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)							
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	
中2階	内壁・内扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	
				扉 (扉: 2-j)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
				扉 (扉: 2-q)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
				扉 (扉: 2-ε)	鉄	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
		内壁 M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁 M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	コンクリートブ ロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		扉 (扉: 2-μ)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし		
内壁 M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
		扉 (扉: 2-k)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし		
内壁 M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		

変更後							
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)							
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	
中2階	内壁・内扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	
				扉 (扉: 2-j)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
				扉 (扉: 2-q)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
				扉 (扉: 2-ε)	鉄	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	
		内壁 M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁 M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	コンクリートブ ロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし
		扉 (扉: 2-μ)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし		
内壁 M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
		扉 (扉: 2-k)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし		
内壁 M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		

変更理由  
壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-38	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-39	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-40	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-41	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-42	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-43	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
内壁2-44	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-45	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-46	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-47	欠番							
内壁2-48	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-49	欠番							

変更後								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-38	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-39	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-40	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-41	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-42	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし
		内壁2-43	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
内壁2-44	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-45	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-46	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-47	欠番							
内壁2-48	図ハ-1-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-2-3	工事なし		
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-3	工事なし		
内壁2-49	欠番							

壁の仕様を適正化するため。  
 なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-7)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-M)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-リ)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-ロ)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-n)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし

変更後

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-7)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-M)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-リ)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-ロ)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-n)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁 3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉: 3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉: 3-3')	軽量鉄骨 せっこうボー ド 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし

変更後								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁 3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉: 3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁 3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉: 3-3')	軽量鉄骨 せっこうボー ド 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁 3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし

変更理由  
壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由  
検査の方法を適正化する  
ため。  
なお、本変更は検査の  
方法の適正化であり、  
適合性評価への影響は  
なく、加工施設の保全  
上支障のない変更であ  
る。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準 <sup>(2)</sup>
ケーブル	ケーブル <sup>(3)</sup>	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1）において600Vを超える電圧で使用するケーブルの種類を目視又は関係書類等により確認する。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用する上記以外のケーブルの種類又は敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルであること。 難燃性ケーブルであること、又は金属箱等に収容されていること。
	ケーブルラック、電線管	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用するケーブルラック、電線管の材料を目視又は関係書類等により確認する。	ケーブルラックは金属製であること。 電線管は金属製又は難燃性プラスチック製であること。
火災区域貫通部	電気・計装ケーブル	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
	寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が0.05㎡以上、地下貯槽ピット蓋開口部が0.08㎡以上、地下貯槽ピット貫通孔が0.01㎡以上の流路断面積であること。	
床開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	図ハ-2-1-1-48のとおり階段開口部が4.0㎡以上の流路断面積であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
(3) 次回以降申請予定の連続焼結炉のケーブルは含まない。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準 <sup>(2)</sup>
ケーブル	ケーブル <sup>(3)</sup>	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1）において600Vを超える電圧で使用するケーブルの種類を目視又は関係書類等により確認する。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用する上記以外のケーブルの種類又は敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルであること。 難燃性ケーブルであること、又は金属箱等に収容されていること。
	ケーブルラック、電線管	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用するケーブルラック、電線管の材料を目視又は関係書類等により確認する。	ケーブルラックは金属製であること。 電線管は金属製又は難燃性プラスチック製であること。
火災区域貫通部	電気・計装ケーブル	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
	寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔、 <u>階段開口部</u> の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が0.05㎡以上、地下貯槽ピット蓋開口部が0.08㎡以上、地下貯槽ピット貫通孔が0.01㎡以上、 <u>階段開口部</u> が4.0㎡以上の流路断面積であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
(3) 次回以降申請予定の連続焼結炉のケーブルは含まない。

変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可）

89C

89C

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)		
表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 2 個)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルト及び据付ボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	

変更後		
表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 2 個)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。据付ボルトで架台に固定。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	

変更理由  
据付に係る記載を適正化するため。  
なお、本変更は据付に係る記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

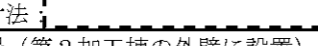
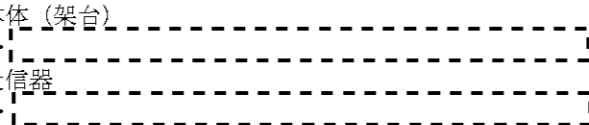
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)			変更後			変更理由
表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No.5 材料一覧			表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No.5 材料一覧			
部位	部位名	材料	部位	部位名	材料	構造部材の材質の記載を適正化するため。なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
強度部材	柱 はり	鋼 鋼	強度部材	柱 はり	鋼 鋼	
ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製	ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製	
その他	アンカーボルト 据付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ストッパ3 ストッパ3の取付ボルト ガイド 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー ボールローラ	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)、 ガラス 金属製	その他	アンカーボルト 据付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ストッパ3 ストッパ3の取付ボルト ガイド 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー ボールローラ	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)、 ガラス 金属製	
以上の強度を有する材料			以上の強度を有する材料			
表ニ-13-1 (別表2) ペレット検査装置 No.5 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)			表ニ-13-1 (別表2) ペレット検査装置 No.5 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)			
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備	核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備	
451			451			

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)				変 更 後				変更理由
表チー1-1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応				表チー1-1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応				変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No.1 —	—	屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No.1 —	—	
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No.2 —	—	屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No.2 —	—	
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	—	第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	—	
(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。				(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。				
表チー1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容				表チー1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容				
設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
屋外	モニタリングポスト No.1 —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。	屋外	モニタリングポスト No.1 —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。	
屋外	モニタリングポスト No.2 —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。	屋外	モニタリングポスト No.2 —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。	
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	1台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。	
646				646				

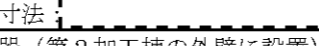
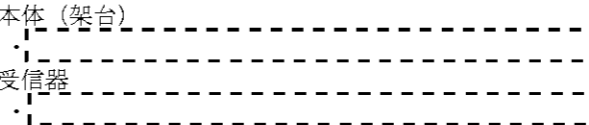
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由	
表チ-2-1 モニタリングポスト No.1 仕様		表チ-2-1 モニタリングポスト No.1 仕様		変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) モニタリングポスト	設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) モニタリングポスト		
変更内容	{7026} モニタリングポスト No.1 —	変更内容	{7026} モニタリングポスト No.1 —		
設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)		
員数	屋外	員数	屋外		
一般仕様	型式	1台	型式		1台
	主要な構造材	シンチレーション式	主要な構造材		シンチレーション式
	寸法 (単位: mm)	本表 (別表1) に示す。	寸法 (単位: mm)		本表 (別表1) に示す。
	その他の構成機器	概略寸法: (本体) _____ (基礎) _____	その他の構成機器		概略寸法: (本体) _____ (基礎) _____
	その他の性能	無線アンテナ	その他の性能		無線アンテナ
	核燃料物質の状態	測定範囲 _____	核燃料物質の状態		測定範囲 _____
核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表2)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表2)	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表1) 及び (別表3) に示す。 ○本体 (架台) ○無線アンテナ	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表1) 及び (別表3) に示す。 ○本体 (架台) ○無線アンテナ	
津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止	—		

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由	
表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様		表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様		変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) モニタリングポスト	設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) モニタリングポスト		
変更内容	{7027} モニタリングポスト No.2 —	変更内容	{7027} モニタリングポスト No.2 —		
設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)		
員数	屋外	員数	屋外		
一般仕様	型式	1台	型式		1台
	主要な構造材	シンチレーション式	主要な構造材		シンチレーション式
	寸法 (単位: mm)	本表 (別表1) に示す。	寸法 (単位: mm)		本表 (別表1) に示す。
	その他の構成機器	概略寸法: (本体) _____ (基礎) _____	その他の構成機器		概略寸法: (本体) _____ (基礎) _____
	その他の性能	無線アンテナ	その他の性能		無線アンテナ
	核燃料物質の状態	測定範囲 _____	核燃料物質の状態		測定範囲 _____
核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表2)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表2)	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表1) 及び (別表3) に示す。 ○本体 (架台) ○無線アンテナ	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表1) 及び (別表3) に示す。 ○本体 (架台) ○無線アンテナ	
津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止	—		



変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		
表チー4ー1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け)
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2}	放射線監視盤 (モニタリングポスト)
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	第2加工棟 第2出入管理室	
員数	1台	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。強度部材を本表 (別表1) 及び (別表2) に示す。 ○本体 (架台)  ○受信器
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)	—
	(落雷)	—
	(極低温 (凍結))	—
	(火山活動 (降下火砕物))	—
	(積雪)	—
	(生物学的事象)	—
	(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))	—
	(電磁的障害)	—
	(交通事故 (自動車))	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	—	

655

変更後		
表チー4ー1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け)
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2}	放射線監視盤 (モニタリングポスト)
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)	
設置場所	第2加工棟 第2出入管理室	
員数	1台	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。強度部材を本表 (別表1) 及び (別表2) に示す。 ○本体 (架台)  ○受信器
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)	—
	(落雷)	—
	(極低温 (凍結))	—
	(火山活動 (降下火砕物))	—
	(積雪)	—
	(生物学的事象)	—
	(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))	—
	(電磁的障害)	—
	(交通事故 (自動車))	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	—	

655

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。  
 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
<p>③放射線監視盤 (モニタリングポスト) 設置工事 (第2加工棟)、④既存の設備・機器の撤去工事 (屋外)</p> <p>図チー a - 3 工事フロー</p> <p>(注) 放射線監視盤 (モニタリングポスト) は、図リー 2 - 1 - 7 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。</p>	<p>③放射線監視盤 (モニタリングポスト) 設置工事 (第2加工棟)</p> <p>図チー a - 3 工事フロー</p> <p>(注) 放射線監視盤 (モニタリングポスト) は、図リー 2 - 1 - 7 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。</p>	<p>工事フローを適正化するため。          なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)						変更後						変更理由
表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						感知器の型式ごとの個数を適正化するため。 なお、本変更は感知器の追加及び消防法に基づく型式の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(3)</sup>	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(3)</sup>	
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(4)</sup> 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(4)</sup> 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え・型式変更、追加、移設 <sup>(5)</sup> 、変更なし <sup>(5)</sup> 、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 280台 煙感知器 (スポット型): 90台 発信機: 11台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え・型式変更、追加、移設 <sup>(5)</sup> 、変更なし <sup>(5)</sup> 、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 278台 煙感知器 (スポット型): 94台 発信機: 11台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器10型: 102本 ABC粉末消火器50型: 17本 BC粉末消火器20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器10型: 102本 ABC粉末消火器50型: 17本 BC粉末消火器20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	

壁の仕様を適正化するため。なお、本変更は外壁の呼び寸法を実態に合わせ変更し、耐震に係る安全機能を追加するものの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (12/44)

Table with columns: 階, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四条, 六条, 八条, 九条, 十条, 十一條, 十二條, 二十二條, 備考. Includes a diagram of a building section with safety function callouts.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (12/44)

Table with columns: 階, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四条, 六条, 八条, 九条, 十条, 十一條, 十二條, 二十二條, 備考. Includes a diagram of a building section with safety function callouts.

壁の安全機能を適正化するため。  
なお、本変更は火災区画境界を  
域及び火災区画境界を  
実態に合わせて変更する  
ものであり、適合性評  
価への影響はなく、加  
工施設の保全上支障の  
ない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (21/44)

Table with columns: 階 (階上, 階中), 部位 (部位), 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四条 (四角), 六条 (六角), 八条 (八角), 九条 (九角), 十条 (十角), 十一号, 十二号, 十三号, 備考. Includes handwritten annotations like circles and dashed boxes.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (21/44)

Table with columns: 階 (階上, 階中), 部位 (部位), 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四条 (四角), 六条 (六角), 八条 (八角), 九条 (九角), 十条 (十角), 十一号, 十二号, 十三号, 備考. Includes handwritten annotations like circles and dashed boxes.

壁の仕様を適正化するため、なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (23/44)

Table with columns: 階位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四系 (臨界), 六系 (耐震1次, 耐震2次, 耐震3次), 八系 (電管F1, 電管F3, 雪・火山, 外部火災, 航空火災), 九系 (不法侵入), 十系 (閉じ込め), 十一系 (閉じ込め), 十二系 (内部火災), 十三系 (溢水), 二十系 (遮蔽), 備考. Includes a dashed box highlighting specific rows.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (23/44)

Table with columns: 階位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四系 (臨界), 六系 (耐震1次, 耐震2次, 耐震3次), 八系 (電管F1, 電管F3, 雪・火山, 外部火災, 航空火災), 九系 (不法侵入), 十系 (閉じ込め), 十一系 (閉じ込め), 十二系 (内部火災), 十三系 (溢水), 二十系 (遮蔽), 備考. Includes a dashed box highlighting specific rows.

壁の安全機能を適正化するため。  
なお、本変更は火災区域及び火災区画境界を  
実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加  
工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (25/44)

Table with columns: 階 (階), 位置 (位置), 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四案 (四案), 六案 (六案), 八案 (八案), 九案 (九案), 十案 (十案), 十一案 (十一案), 十二案 (十二案), 二十一案 (二十一案), 備考. Includes handwritten annotations like '二' in a cloud and dashed boxes.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (25/44)

Table with columns: 階 (階), 位置 (位置), 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四案 (四案), 六案 (六案), 八案 (八案), 九案 (九案), 十案 (十案), 十一案 (十一案), 十二案 (十二案), 二十一案 (二十一案), 備考. Includes handwritten annotations like '二' in a cloud and dashed boxes.

壁の仕様を適正化する  
ため。  
なお、本変更は内壁の  
呼び寸法の記載の変更  
であり、変更後の壁厚  
でも当該部位の安全機  
能に変更はないため、適  
合性評価への影響はな  
く、加工施設の保全上  
支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(32/44)

Table with columns for Part No., Location, Safety Function, Material, Callout (mm), Drawing No., Work Content, and Safety Functions (I to XII). The table lists 14 rows of wall specifications and their corresponding safety performance metrics.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(32/44)

Table with columns for Part No., Location, Safety Function, Material, Callout (mm), Drawing No., Work Content, and Safety Functions (I to XII). This table is identical to the one above, representing the 'Before Change' state.

0101

0101



壁の仕様を適正化するため、なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (36/44)

Table with columns: 階層, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四案 (防壁), 六案 (耐震1次, 耐震2次, 耐震3次), 八案 (電線F1, 電線F3, 雷・火山, 外部火災, 航空火災), 九案 (不法侵入), 十案 (閉じ込め), 十一案 (閉じ込め), 十二案 (内部火災), 十三案 (漏水), 備考. Includes a dashed box highlighting specific rows.

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (36/44)

Table with columns: 階層, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法 (mm), 図番号, 工事内容, 四案 (防壁), 六案 (耐震1次, 耐震2次, 耐震3次), 八案 (電線F1, 電線F3, 雷・火山, 外部火災, 航空火災), 九案 (不法侵入), 十案 (閉じ込め), 十一案 (閉じ込め), 十二案 (内部火災), 十三案 (漏水), 備考. Includes a dashed box highlighting specific rows.

壁の仕様を適正化するため、なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (37/44)

階	位置	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	安全機能														備考				
								四	六			八			九	十	十	十	十	十	十					
								臨界	耐震1次	耐震2次	耐震相対	電線F1	電線F3	雷・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮断				
5101	第2加工棟	00-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋 コンクリート 厚(厚:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		010-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	-		
		010-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-		
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	-	
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード 壁	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	-	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (37/44)

階	位置	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	安全機能														備考					
								四	六			八			九	十	十	十	十	十	十						
								臨界	耐震1次	耐震2次	耐震相対	電線F1	電線F3	雷・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮断					
5101	第2加工棟	00-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋 コンクリート 厚(厚:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-				
		010-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	-			
		010-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-			
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	-		
		030-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード 壁	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	-		
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	-	
		050-8 構造	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-	

変更理由  
 ペレット検査装置 No. 5 の耐震評価モデルの適正化に伴い耐震計算結果の固有振動数及び部材とアンカーボルトの検定比を見直すため。なお、本変更により検定比が 1 を超えることはないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表 8 耐震計算結果 (2/4)

設備・機器	耐震重要度分類	設置階	水平震度	固有振動数 (Hz)	剛柔判定	積載物の高さによるモーメント考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボルト		
燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)	架台	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-9-1	図ニ-9-1
	装置	第 1 類	2 階	1.5	柔	有				
	レール	第 1 類	2 階	1.5	柔 <sup>*1</sup>	無				
ペレット検査台 No. 2	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-10-1	図ニ-10-1
燃料棒搬送設備 No. 8	被覆管コンベア No. 8-1 部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-11-1	図ニ-11-1
	燃料棒移載 No. 8-1 部	架台	第 1 類	2 階	1.5	柔	有		表ニ-11-2	図ニ-11-2
		装置	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			
		レール	第 1 類	2 階	1.5	柔 <sup>*1</sup>	無			
燃料棒移載 No. 8-2 部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-11-3	図ニ-11-3	
ペレット一時保管台	第 1 類	2 階	1.5		柔	有			表ニ-12-1	図ニ-12-1
ペレット検査装置 No. 5	第 1 類	2 階	1.5		柔	有			表ニ-13-1	図ニ-13-1
ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット保管箱搬送部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-14-1	図ニ-14-1
	ペレット編成挿入部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-14-2	図ニ-14-2
燃料棒解体装置 No. 2	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-15-1	図ニ-15-1
計量設備架台 No. 9	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-16-1	図ニ-16-1
計量設備架台 No. 10	第 2 類	2 階	0.3		剛	有			表ニ-17-1	図ニ-17-1
燃料棒搬送設備 No. 9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第 2 類 <sup>*2</sup>	2 階	1.0	柔	有			表ニ-18-1	図ニ-18-1
	燃料棒表面汚染検査装置	第 2 類 <sup>*2</sup>	2 階	1.0	柔	有				
燃料集合体保管ラック C 型 No. 1	第 1 類	1 階	1.0		柔	無			表ヘ-2-1	図ヘ-2-1
燃料集合体保管ラック D 型 No. 1									表ヘ-2-3	
燃料集合体保管ラック C 型 No. 2	第 1 類	1 階	1.0		柔	無			表ヘ-2-2	図ヘ-2-2

\*1 レールは積載物に合わせて柔構造の設備として評価した。  
 \*2 燃料棒搬送設備 No. 9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は、耐震重要度分類第 1 類の第二端栓溶接設備 No. 1 に隣接しているが、燃料棒搬送設備 No. 9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は耐震重要度分類第 1 類に相当する水平震度 1.5 であっても隣接設備への波及的影響のおそれがないことから、耐震重要度分類第 2 類として設計した。

表 8 耐震計算結果 (2/4)

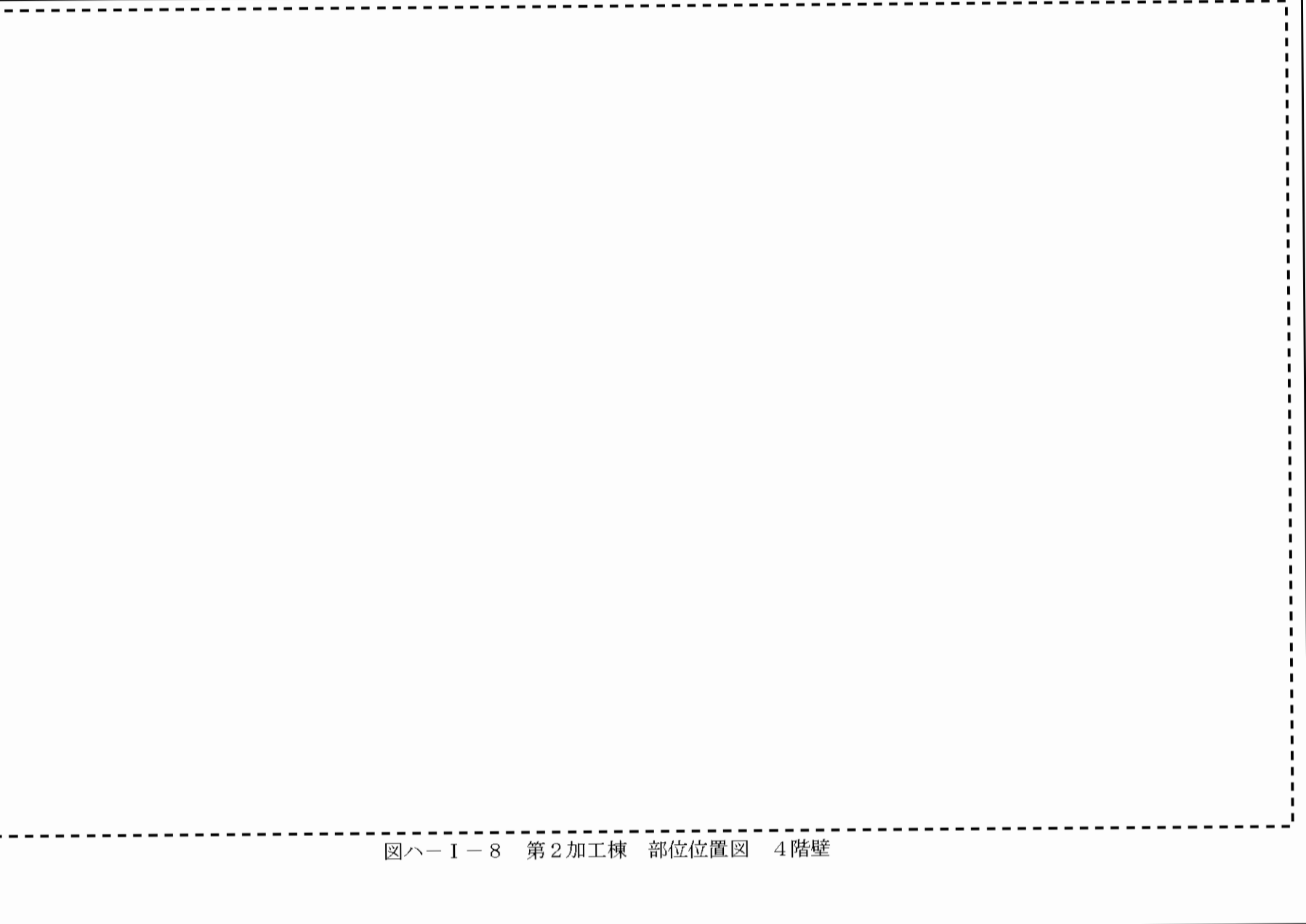
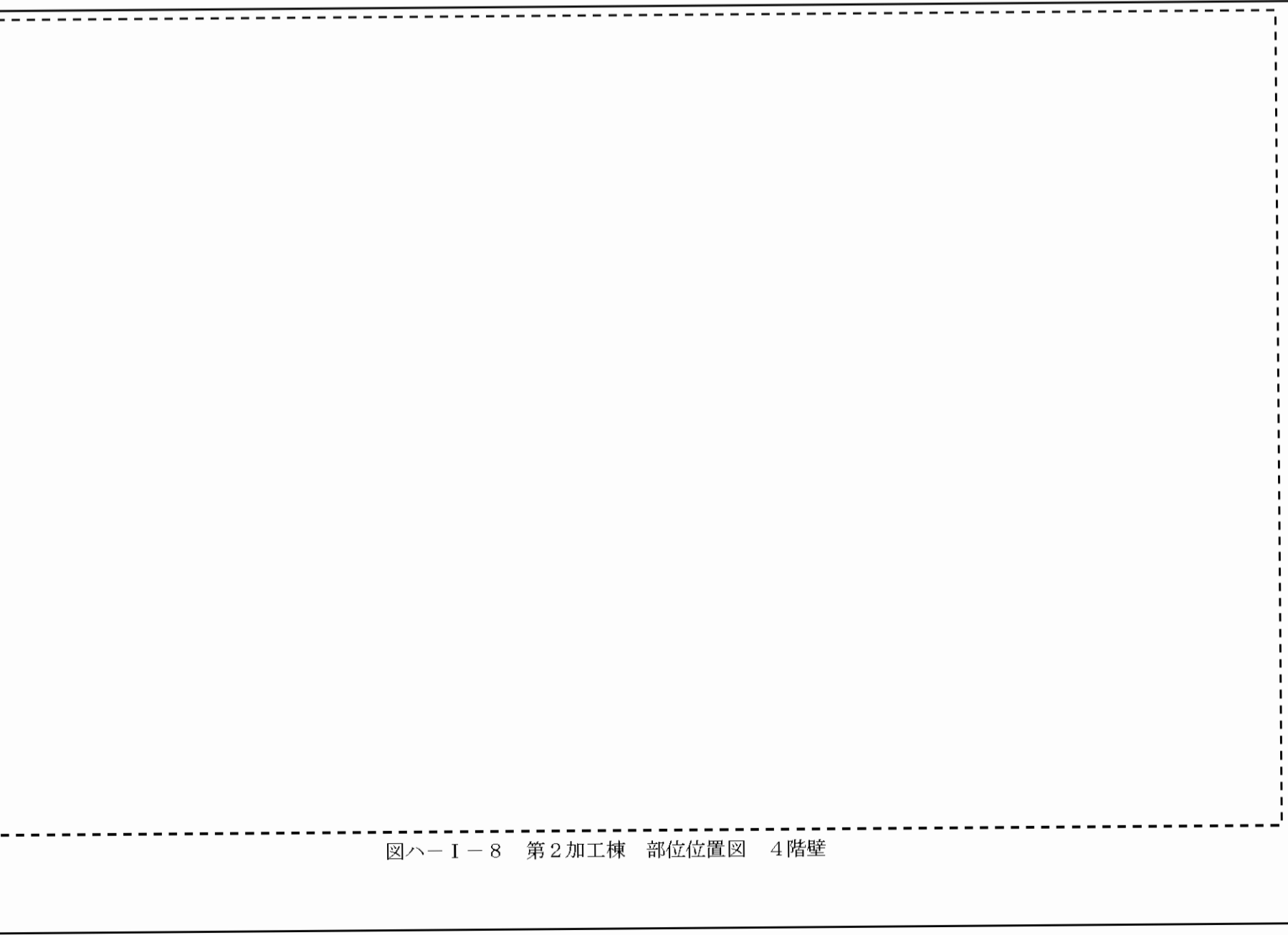
設備・機器	耐震重要度分類	設置階	水平震度	固有振動数 (Hz)	剛柔判定	積載物の高さによるモーメント考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボルト		
燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)	架台	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-9-1	図ニ-9-1
	装置	第 1 類	2 階	1.5	柔	有				
	レール	第 1 類	2 階	1.5	柔 <sup>*1</sup>	無				
ペレット検査台 No. 2	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-10-1	図ニ-10-1
燃料棒搬送設備 No. 8	被覆管コンベア No. 8-1 部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-11-1	図ニ-11-1
	燃料棒移載 No. 8-1 部	架台	第 1 類	2 階	1.5	柔	有		表ニ-11-2	図ニ-11-2
		装置	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			
		レール	第 1 類	2 階	1.5	柔 <sup>*1</sup>	無			
燃料棒移載 No. 8-2 部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-11-3	図ニ-11-3	
ペレット一時保管台	第 1 類	2 階	1.5		柔	有			表ニ-12-1	図ニ-12-1
ペレット検査装置 No. 5	第 1 類	2 階	1.5		柔	有			表ニ-13-1	図ニ-13-1
ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット保管箱搬送部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-14-1	図ニ-14-1
	ペレット編成挿入部	第 1 類	2 階	1.5	柔	有			表ニ-14-2	図ニ-14-2
燃料棒解体装置 No. 2	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-15-1	図ニ-15-1
計量設備架台 No. 9	第 2 類	2 階	1.0		柔	有			表ニ-16-1	図ニ-16-1
計量設備架台 No. 10	第 2 類	2 階	0.3		剛	有			表ニ-17-1	図ニ-17-1
燃料棒搬送設備 No. 9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第 2 類 <sup>*2</sup>	2 階	1.0	柔	有			表ニ-18-1	図ニ-18-1
	燃料棒表面汚染検査装置	第 2 類 <sup>*2</sup>	2 階	1.0	柔	有				
燃料集合体保管ラック C 型 No. 1	第 1 類	1 階	1.0		柔	無			表ヘ-2-1	図ヘ-2-1
燃料集合体保管ラック D 型 No. 1									表ヘ-2-3	
燃料集合体保管ラック C 型 No. 2	第 1 類	1 階	1.0		柔	無			表ヘ-2-2	図ヘ-2-2

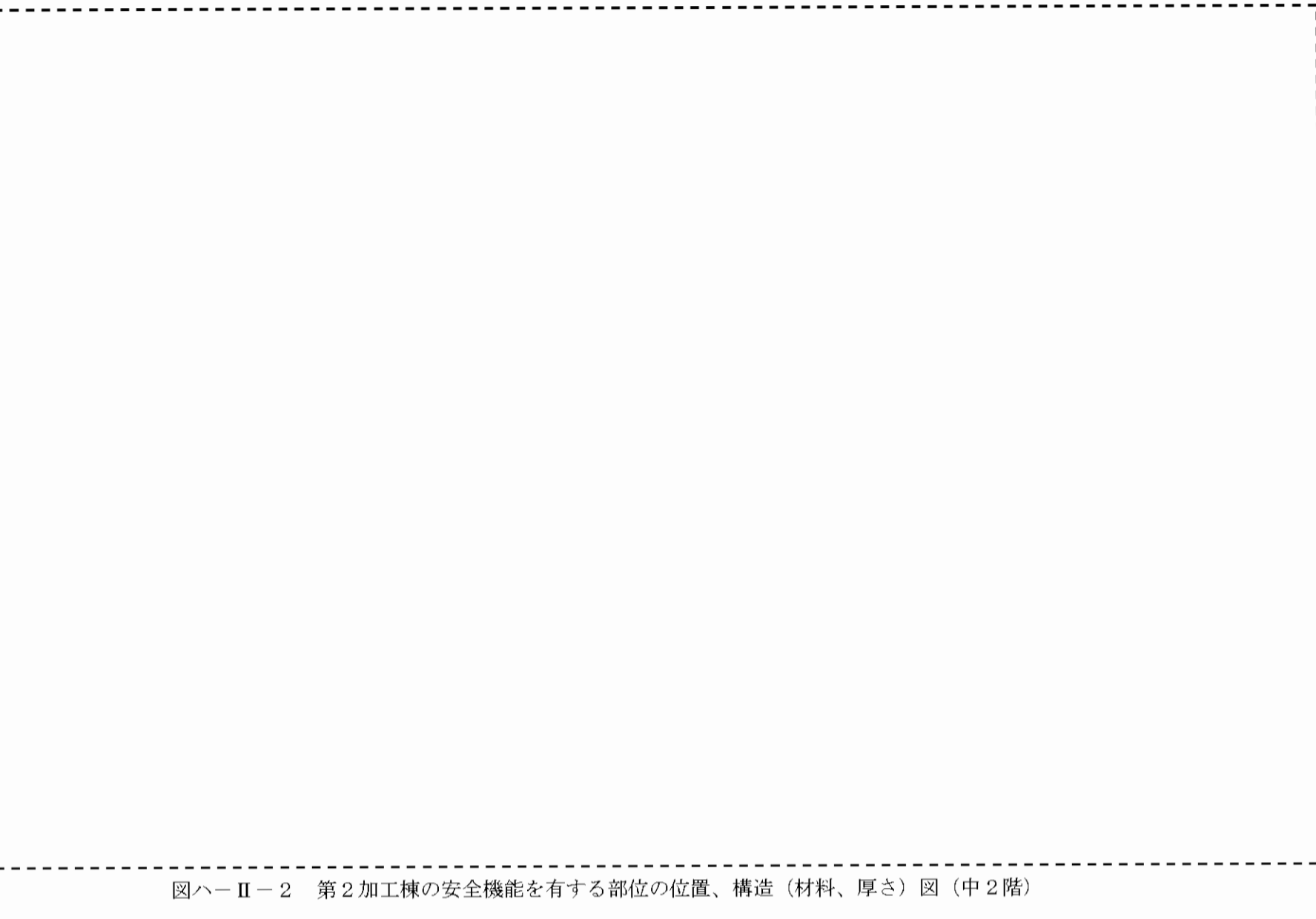
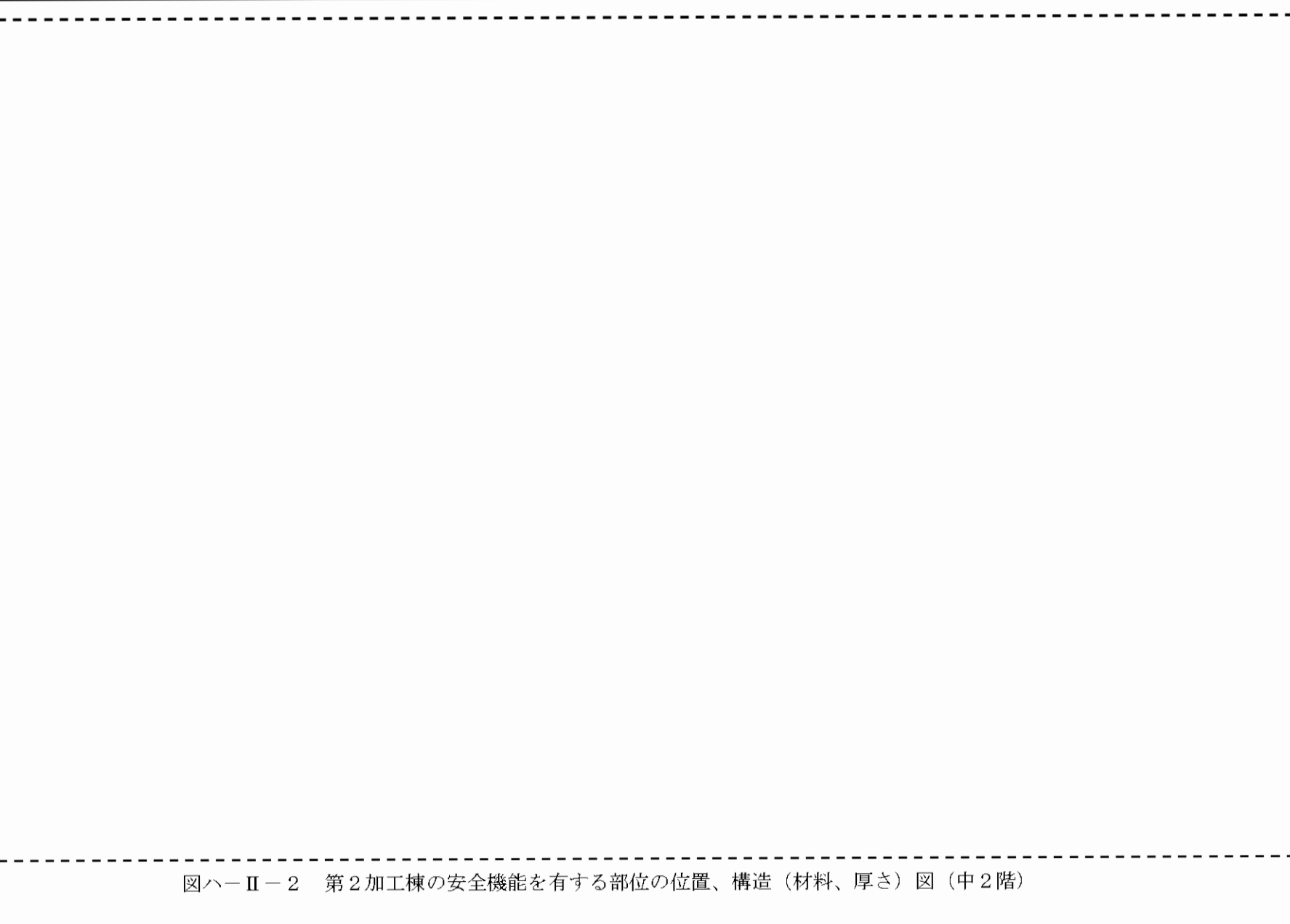
\*1 レールは積載物に合わせて柔構造の設備として評価した。  
 \*2 燃料棒搬送設備 No. 9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は、耐震重要度分類第 1 類の第二端栓溶接設備 No. 1 に隣接しているが、燃料棒搬送設備 No. 9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は耐震重要度分類第 1 類に相当する水平震度 1.5 であっても隣接設備への波及的影響のおそれがないことから、耐震重要度分類第 2 類として設計した。

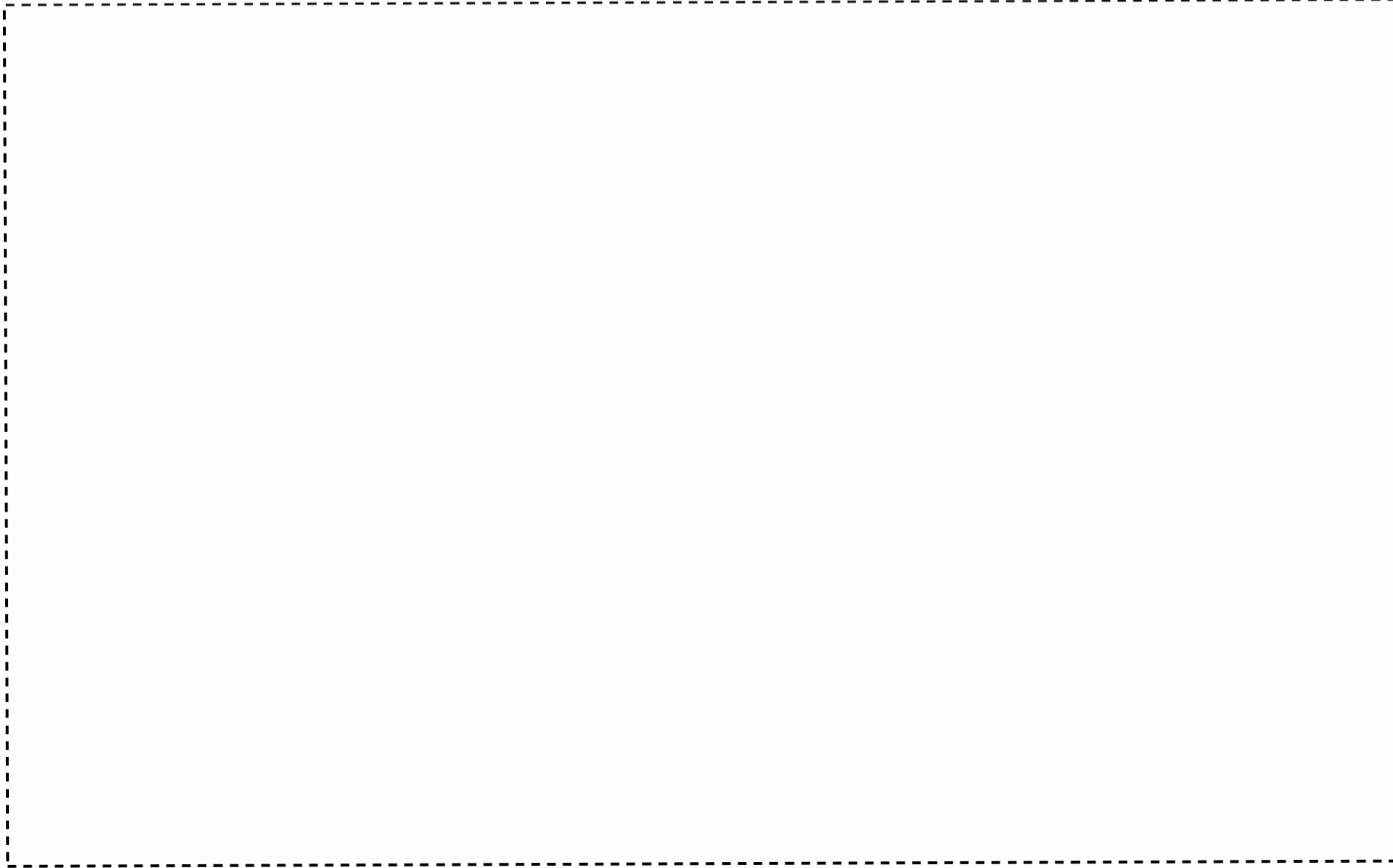

変更前 (令和 3 年 5 月 2 4 日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)


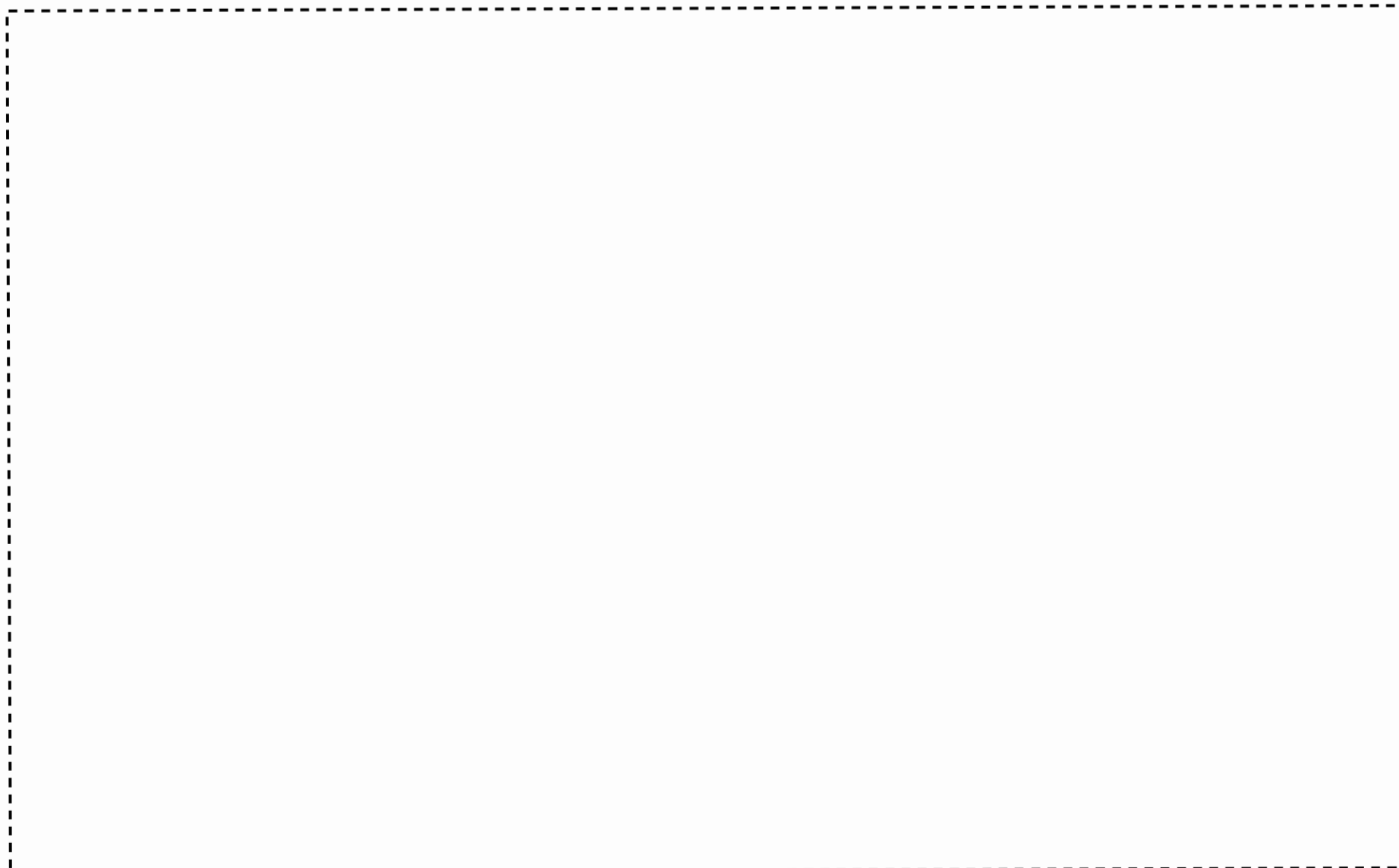
変更後 1283

添付 2

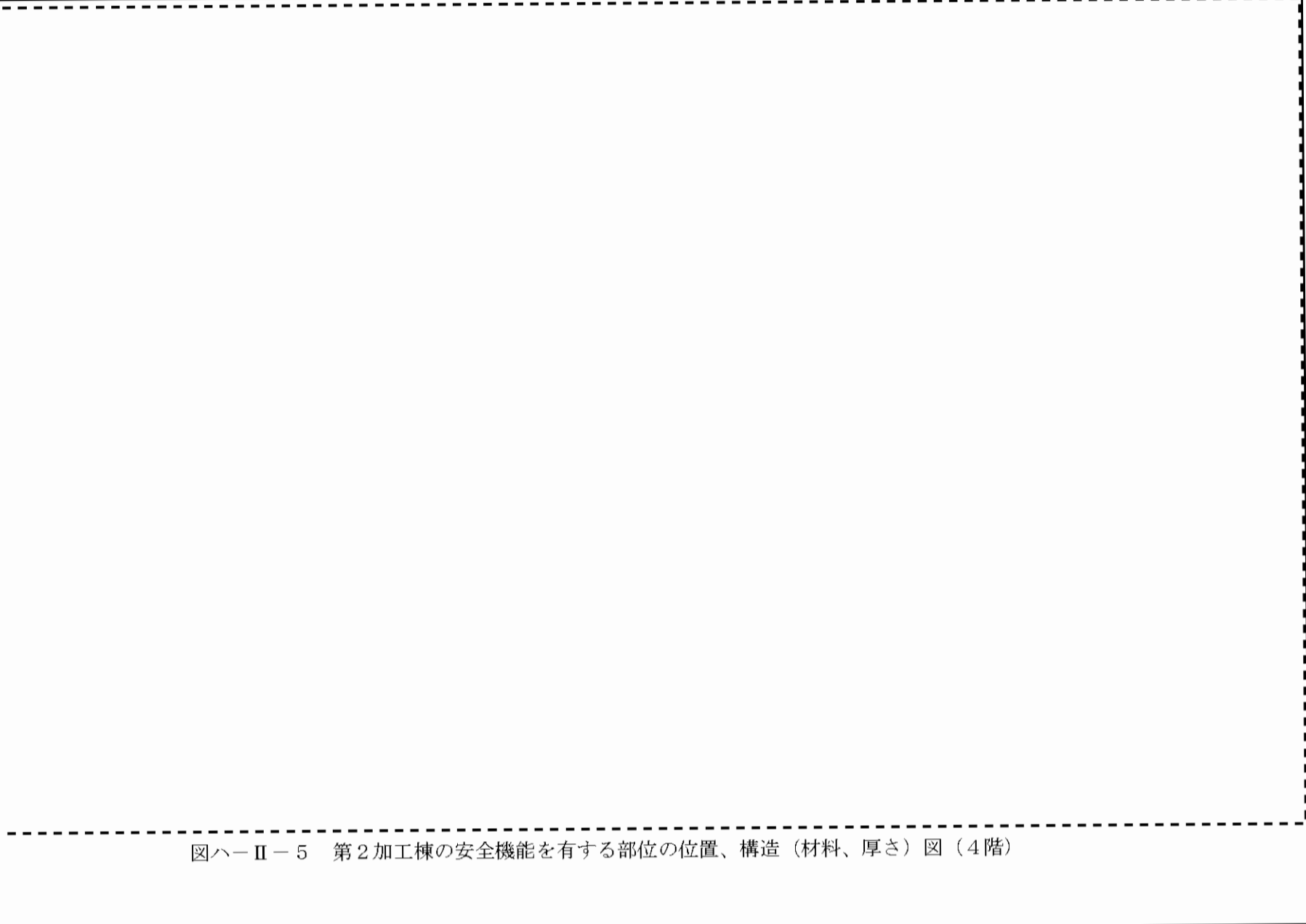
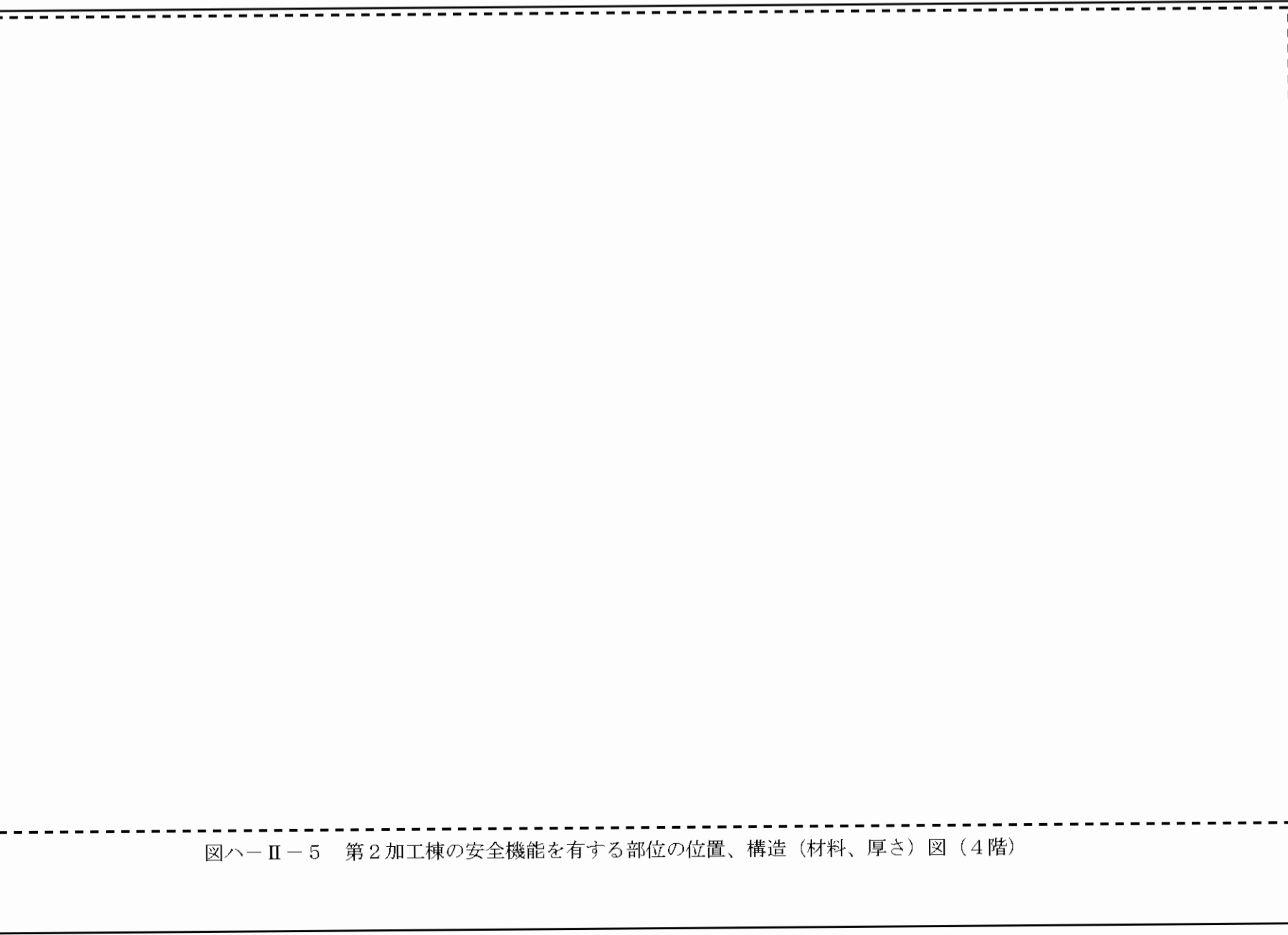
変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
壁番号が示す範囲を適正化するため。 なお、本変更は外壁番号が示す範囲を状態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	 <p style="text-align: center;">図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁</p>	 <p style="text-align: center;">図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁</p>

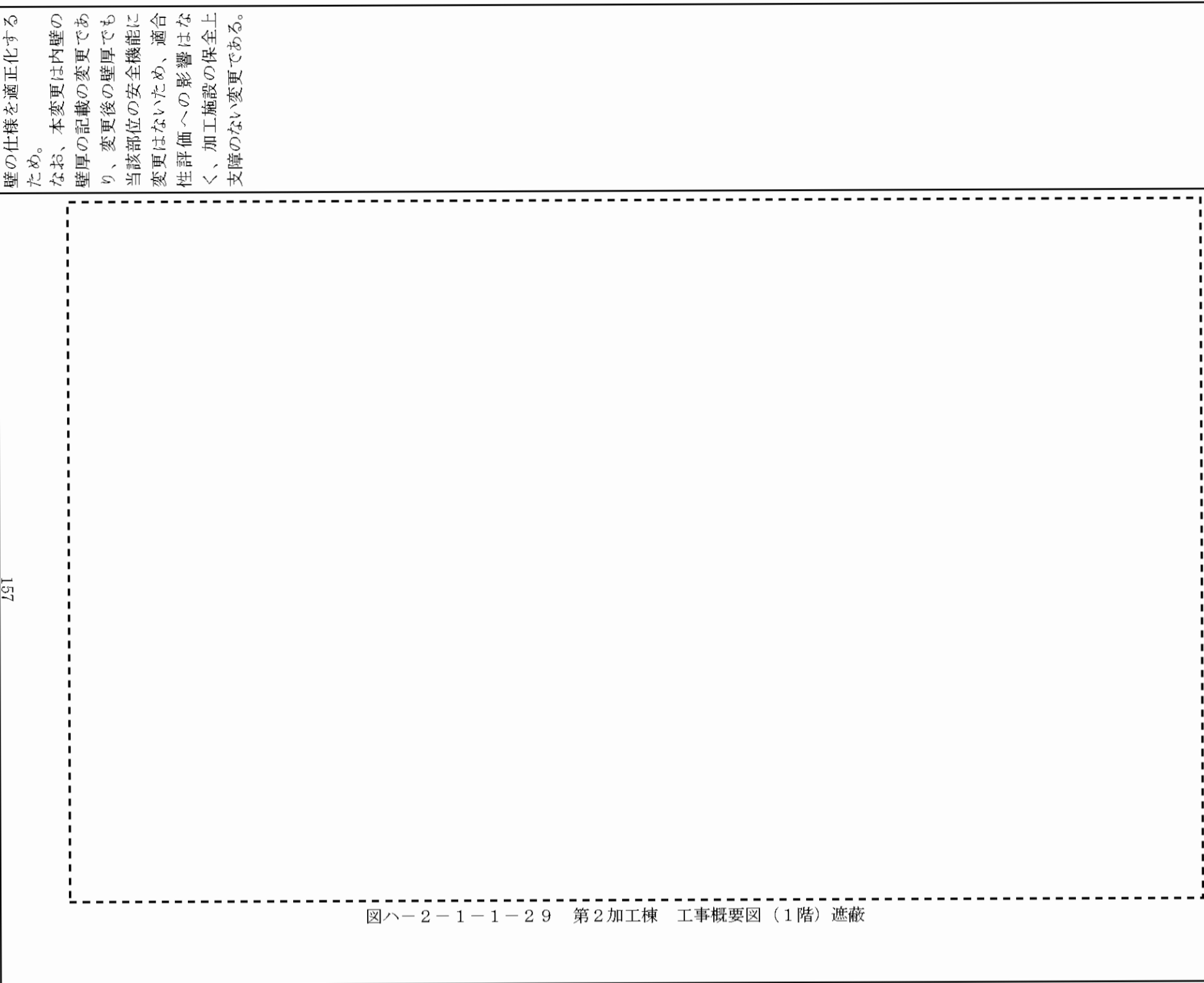
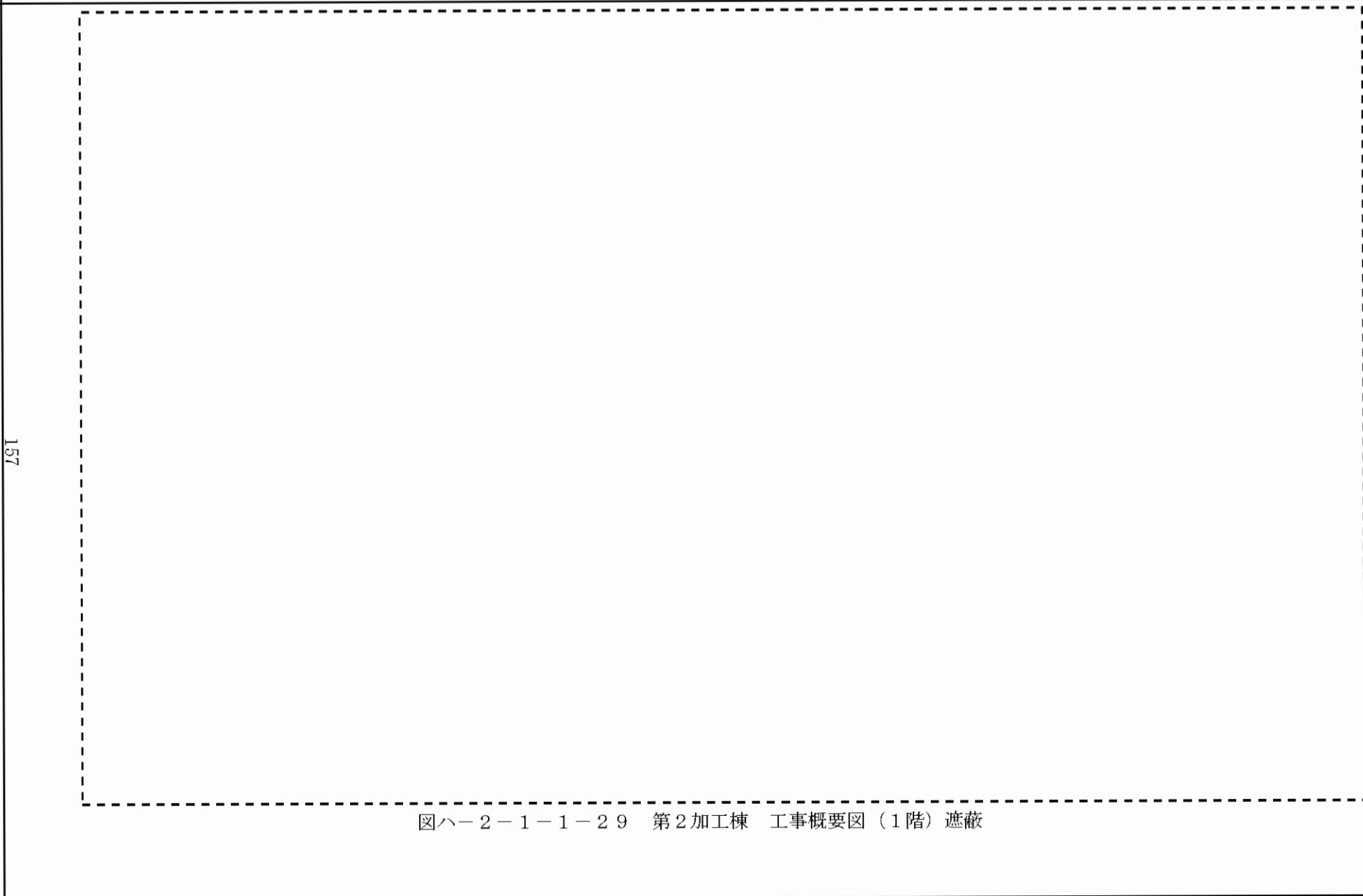
<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p> <p>011</p>	 <p>図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階)</p>
<p>変更後</p> <p>011</p>	 <p>図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階)</p>
<p>変更理由</p> <p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	


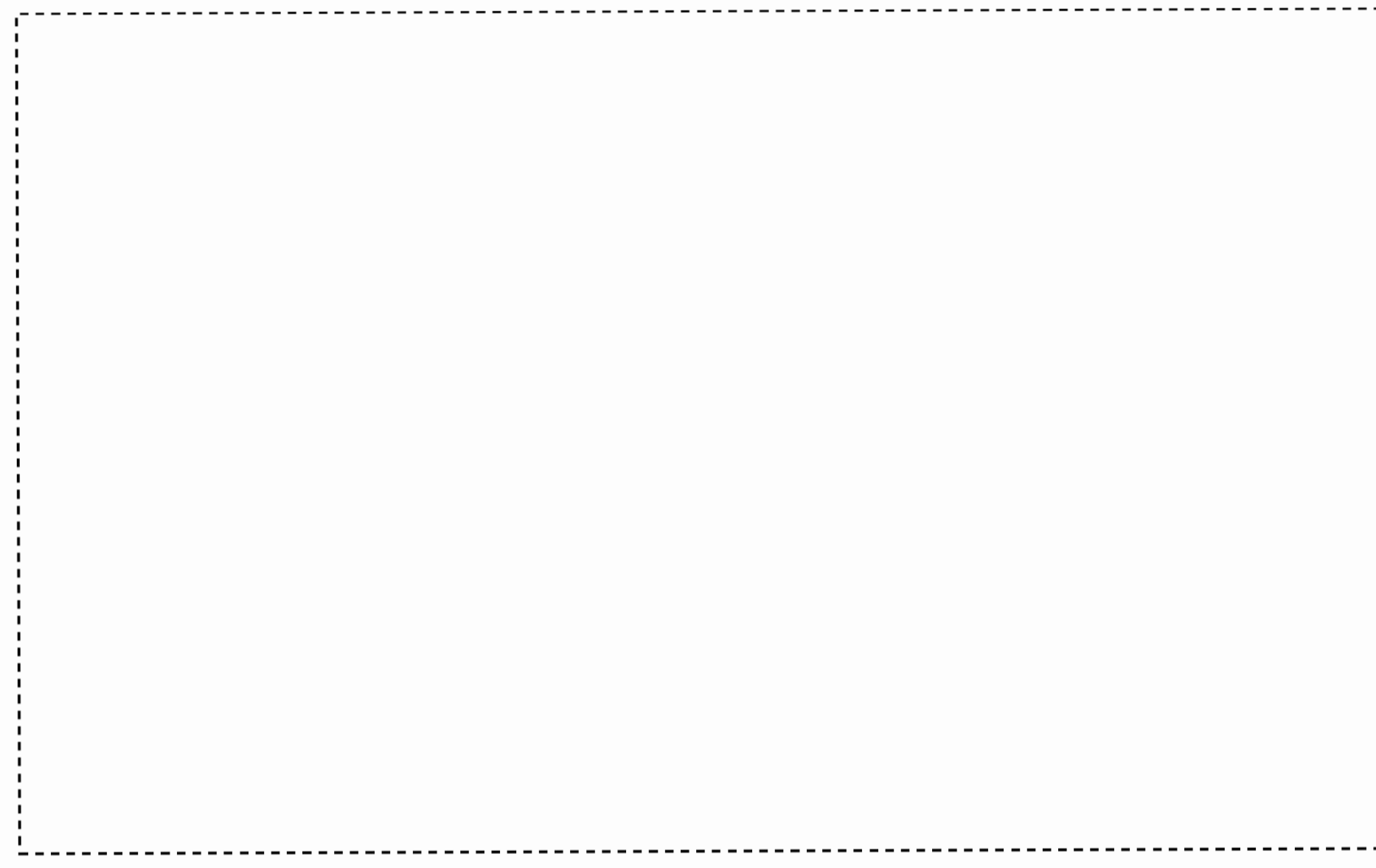
<p>変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可）</p> <p style="text-align: center;">III</p>	 <p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）</p>
<p>変更後</p> <p style="text-align: center;">III</p>	 <p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）</p>
<p>変更理由</p> <p>壁の仕様を適正化するため。          なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

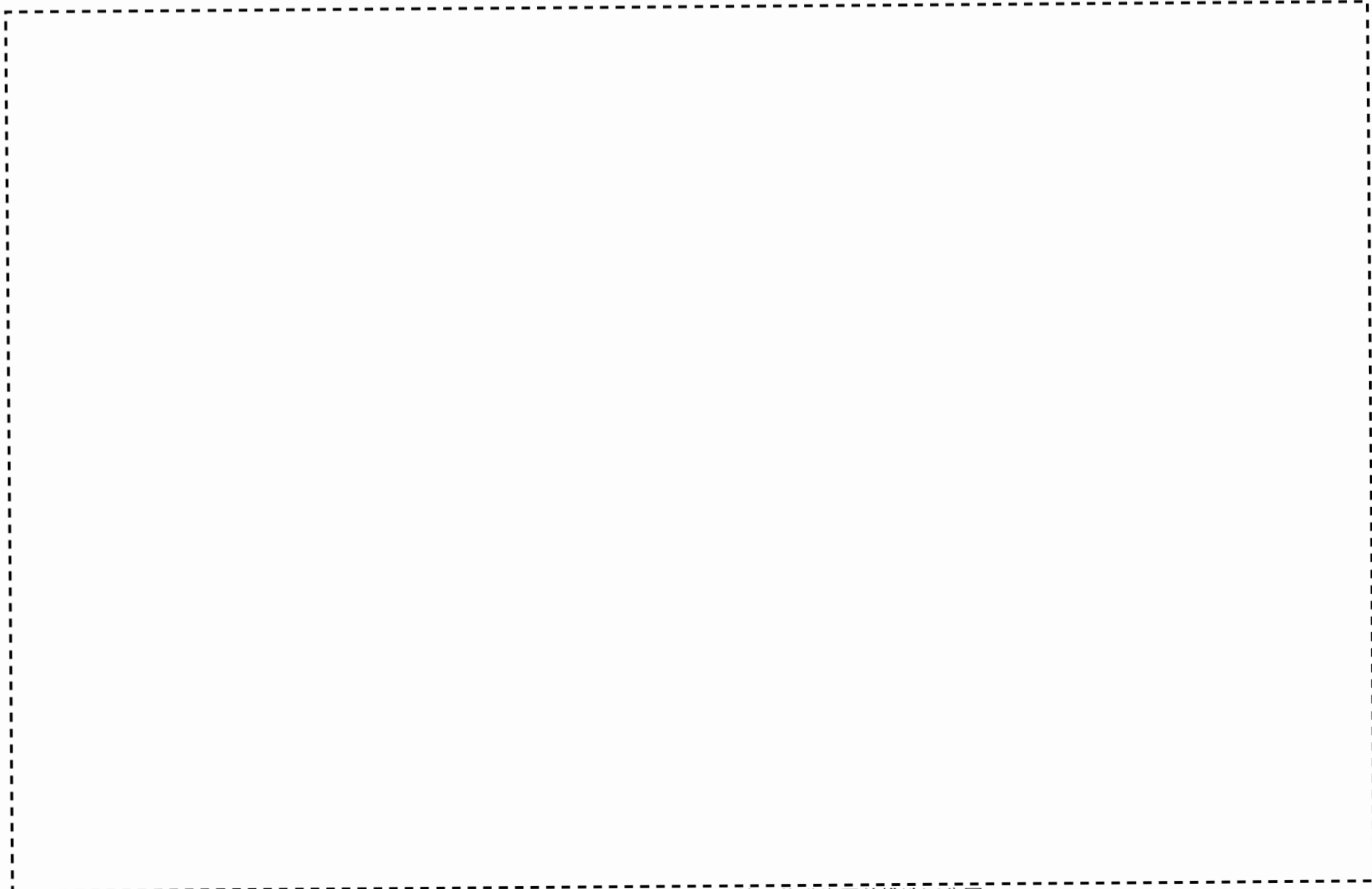

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
<p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (3階)</p> 	<p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (3階)</p> 



変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
<p>壁の様及び壁番号が示す範囲を適正化するため。          なお、本変更は外壁の壁厚及び外壁の範囲を実態に合わせて変更し、耐震及び遮蔽に係わる安全機能を追加するものの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p>図ハ-Ⅱ-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (4階)</p> 	<p>図ハ-Ⅱ-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (4階)</p> 

<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p>	 <p>図ハ-2-1-1-29 第2加工棟 工事概要図 (1階) 遮蔽</p>
<p>変更後</p>	 <p>図ハ-2-1-1-29 第2加工棟 工事概要図 (1階) 遮蔽</p>
<p>変更理由 壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

<p>変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号）にて認可</p> <p>99T</p>	 <p>図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図（中2階）火災による損傷の防止</p>
<p>変更後</p> <p>99T</p>	 <p>図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図（中2階）火災による損傷の防止</p>
<p>変更理由</p> <p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は火災区域及び火災区画境界を 実態に合わせて変更する ものであり、適合性評価 への影響はなく、加工 施設の保全上支障の ない変更である。</p>	

<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p> <p>261</p>	 <p>図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図</p>
<p>変更後</p> <p>261</p>	 <p>図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図</p>
<p>変更理由</p> <p>基礎スラブの符号を適正化するため。なお、本変更は構造部材の識別符号を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
スラブの符号を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の識別符号を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	<p>図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図</p>	<p>図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図</p>

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)
<p>はりの符号を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の識別符号を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p>86T</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図</p>	<p>86T</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>66I</p>	<p>66I</p>	<p>はりの符号を適正化するため。  なお、本変更は構造部材の識別符号を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

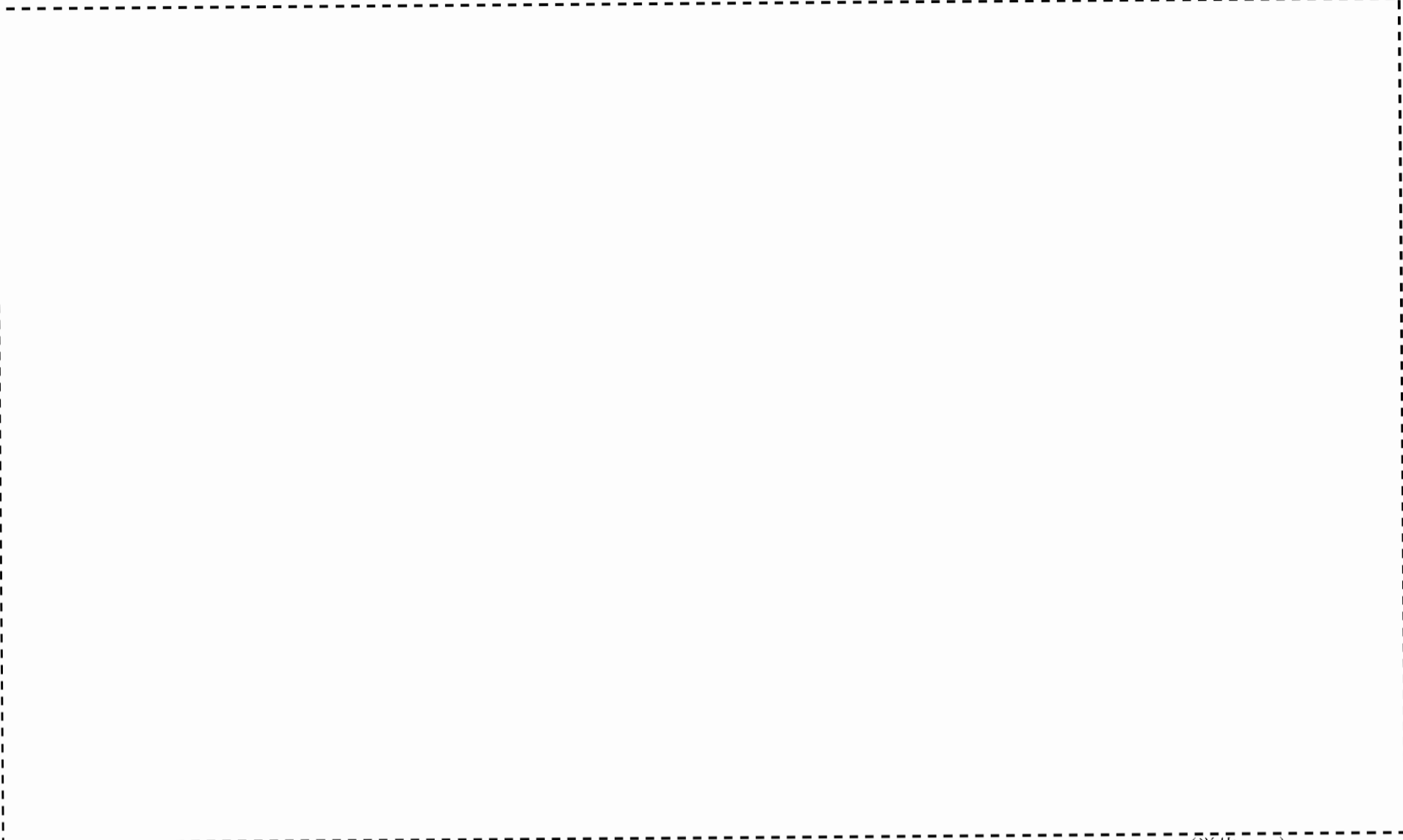
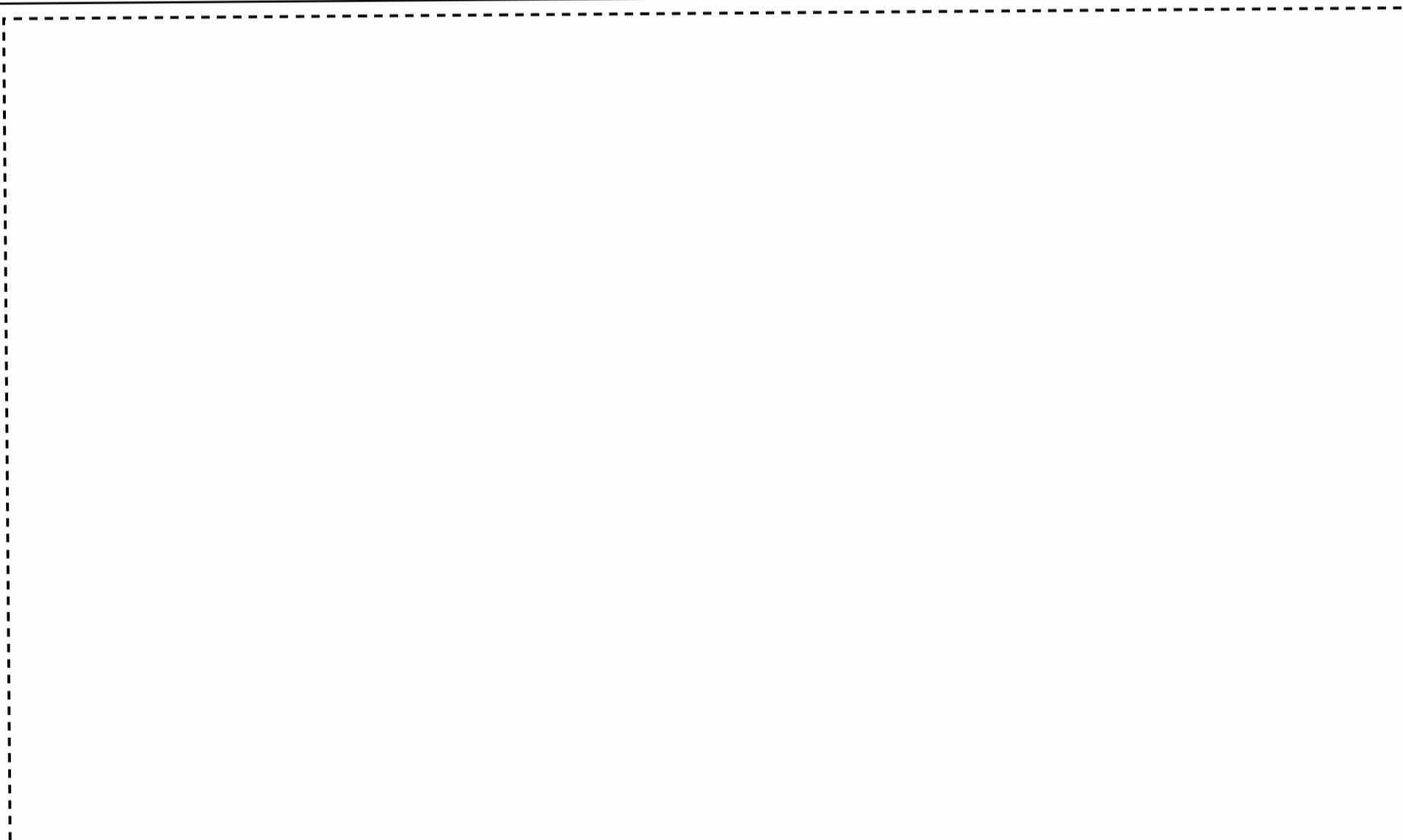
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div data-bbox="231 163 1299 1598" style="border: 1px dashed black; height: 683px; width: 360px;"></div> <p data-bbox="1071 1696 1205 1728">(単位：mm)</p> <p data-bbox="379 1812 1092 1843">図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2</p> <p data-bbox="715 1959 759 1980">210</p>	<div data-bbox="1433 163 2502 1598" style="border: 1px dashed black; height: 683px; width: 360px;"></div> <p data-bbox="2279 1696 2412 1728">(単位：mm)</p> <p data-bbox="1584 1812 2297 1843">図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2</p> <p data-bbox="1920 1959 1964 1980">210</p>	<p data-bbox="2546 153 2822 453">構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>


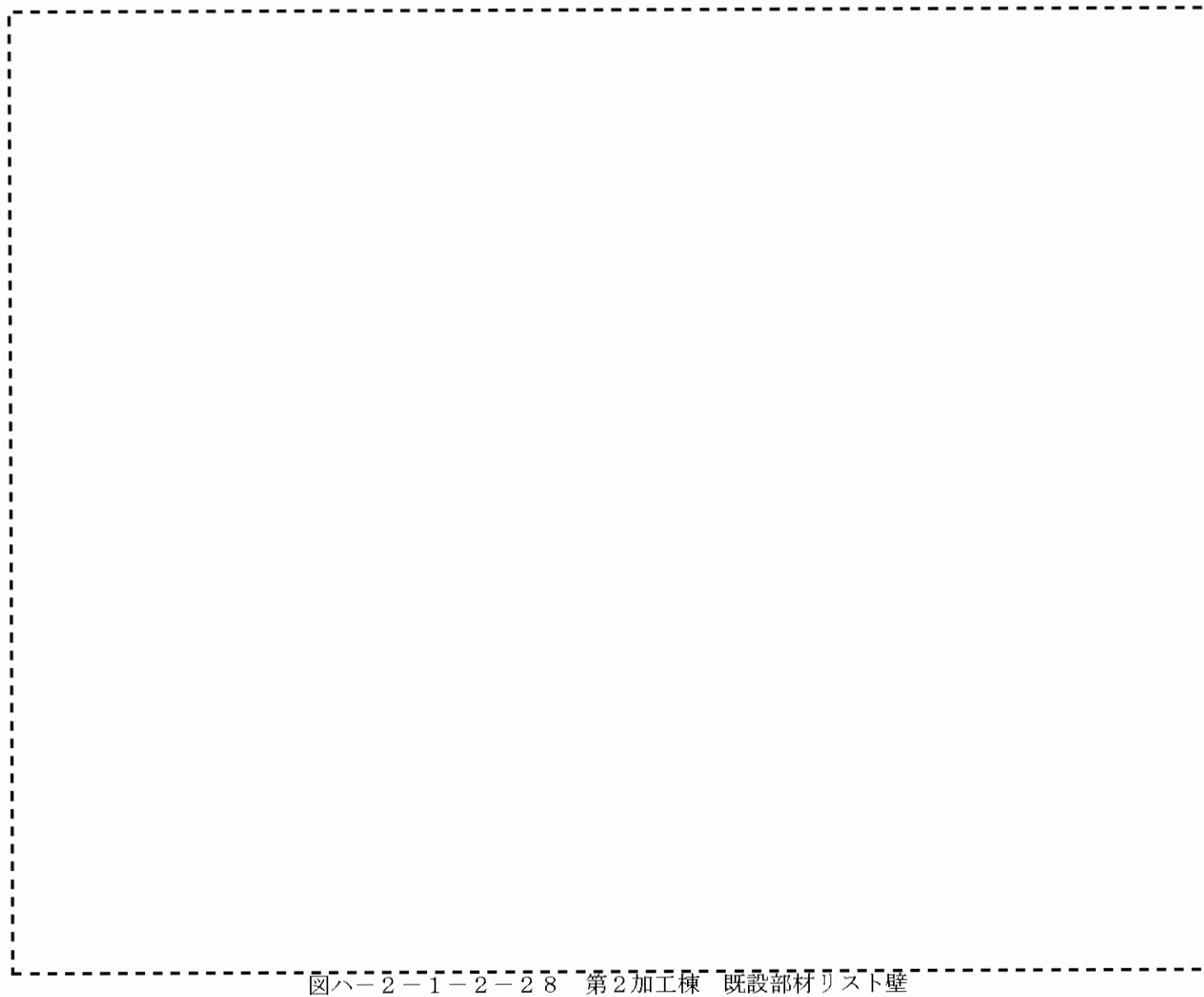


変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div style="border: 1px dashed black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-22 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3</p> <p style="text-align: center;">213</p>	<div style="border: 1px dashed black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-22 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3</p> <p style="text-align: center;">213</p>	<p>構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法及び本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div data-bbox="166 222 1329 1539" style="border: 1px dashed black; height: 627px; width: 392px;"></div> <p data-bbox="1181 1577 1314 1612">(単位：mm)</p> <p data-bbox="350 1770 1118 1803">図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4</p> <p data-bbox="715 1955 762 1980">214</p>	<div data-bbox="1365 222 2528 1539" style="border: 1px dashed black; height: 627px; width: 392px;"></div> <p data-bbox="2383 1577 2516 1612">(単位：mm)</p> <p data-bbox="1555 1770 2323 1803">図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4</p> <p data-bbox="1920 1955 1967 1980">214</p>	<p data-bbox="2546 153 2822 453">構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法及び本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

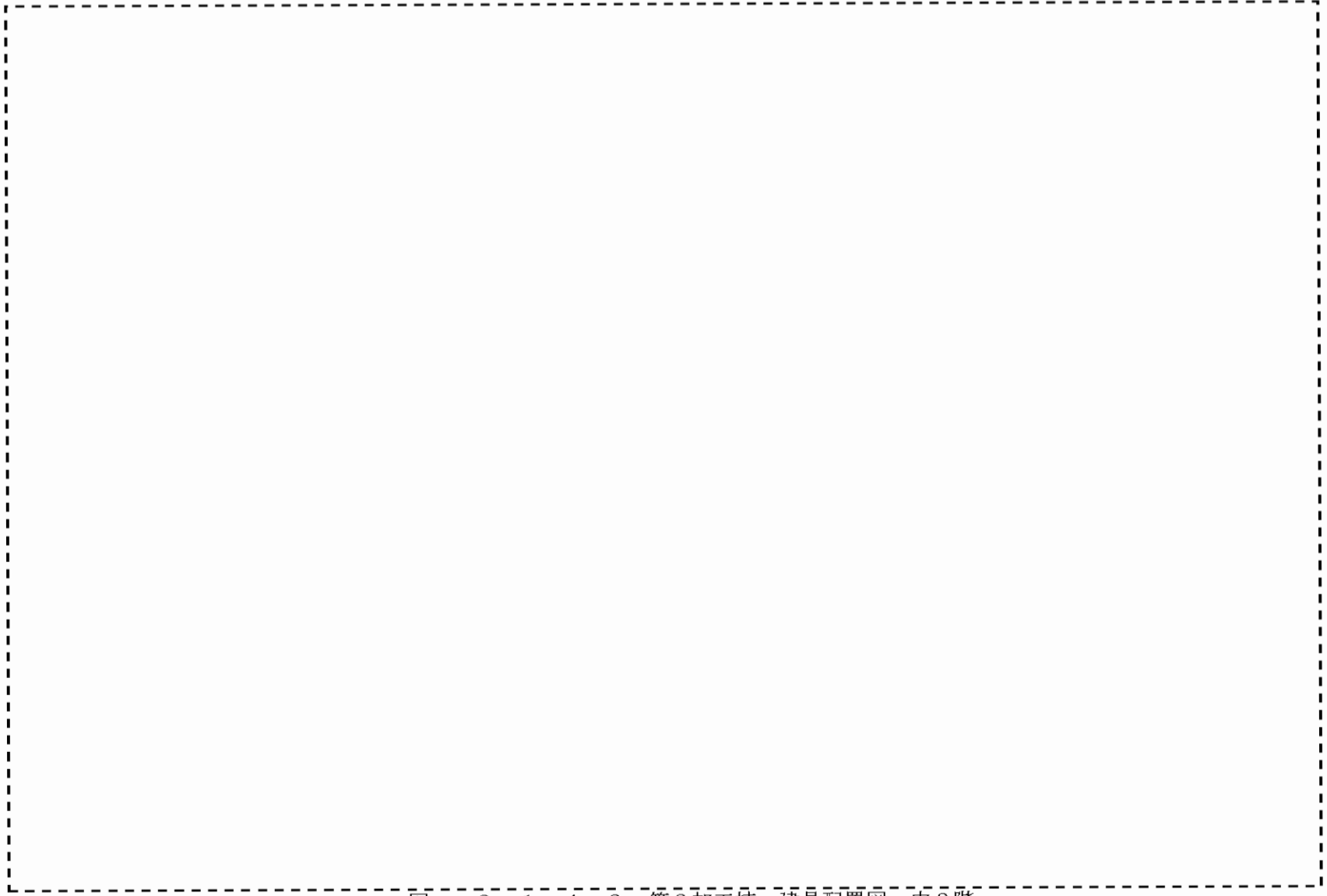
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div data-bbox="231 178 1299 1612" style="border: 1px dashed black; height: 683px; width: 360px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="1181 1772 1308 1801" style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p data-bbox="359 1850 1115 1879" style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2</p> <p data-bbox="715 1955 759 1976" style="text-align: center;">216</p>	<div data-bbox="1427 178 2496 1612" style="border: 1px dashed black; height: 683px; width: 360px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="2383 1772 2510 1801" style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p data-bbox="1561 1850 2318 1879" style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2</p> <p data-bbox="1917 1955 1961 1976" style="text-align: center;">216</p>	<p data-bbox="2549 155 2822 453">構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
構造部材の仕様を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の寸法を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1</p>	 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1</p>

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
<p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は符号及び寸法を実績に合わせ て変更するものであり、 適合性評価への影響は なく、加工施設の保全 上支障のない変更であ る。</p>	<p>617</p>  <p>図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁</p>	<p>219</p>  <p>図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>277</p> <p>図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図</p>	<p>LL7</p> <p>図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図</p>	<p>地下貯槽ピットの記載を適正化するため。          なお、本変更は凡例の追加及び実態に合わせた記載の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可）  
287





図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階

変更後  
287







図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階

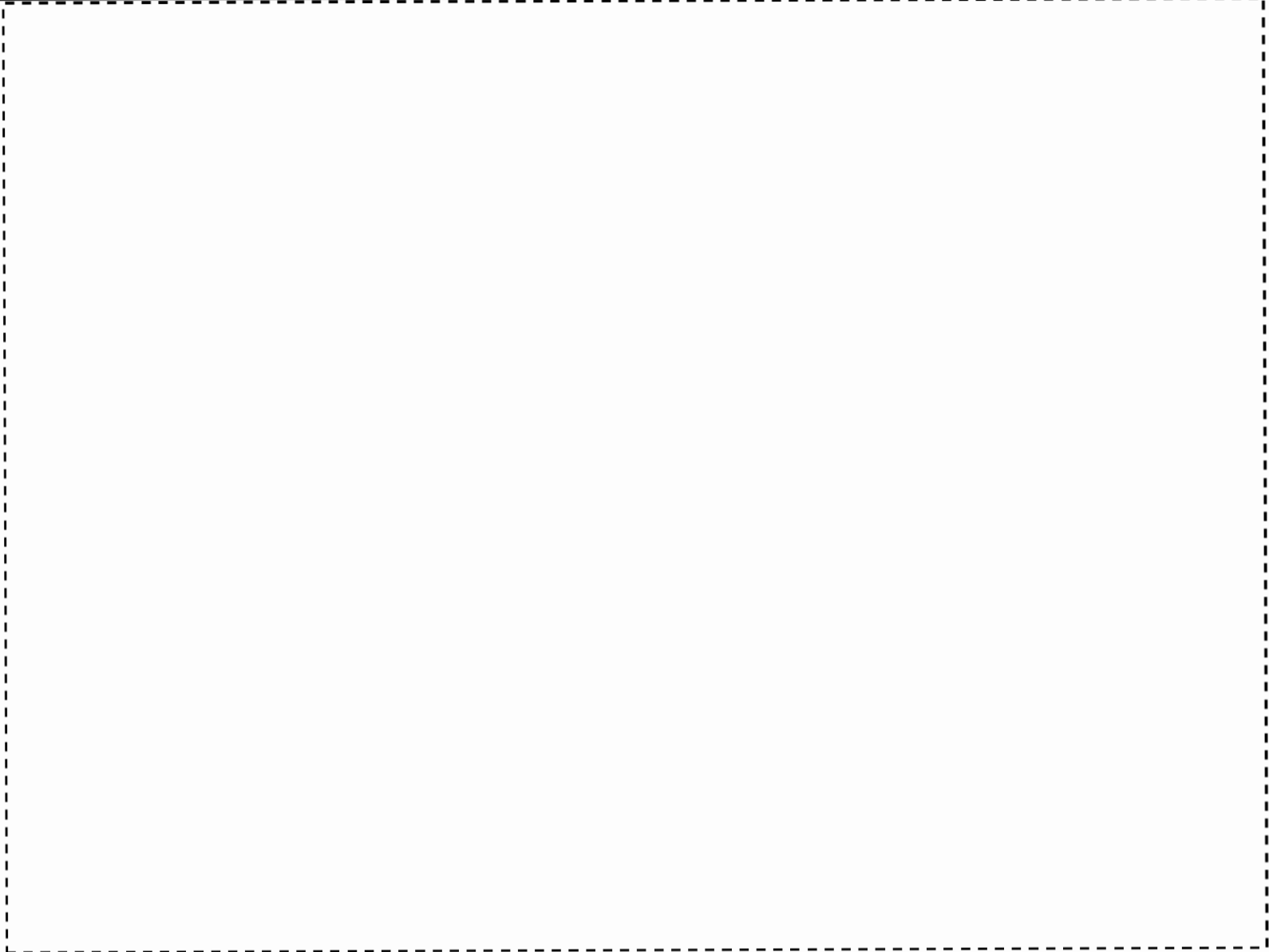
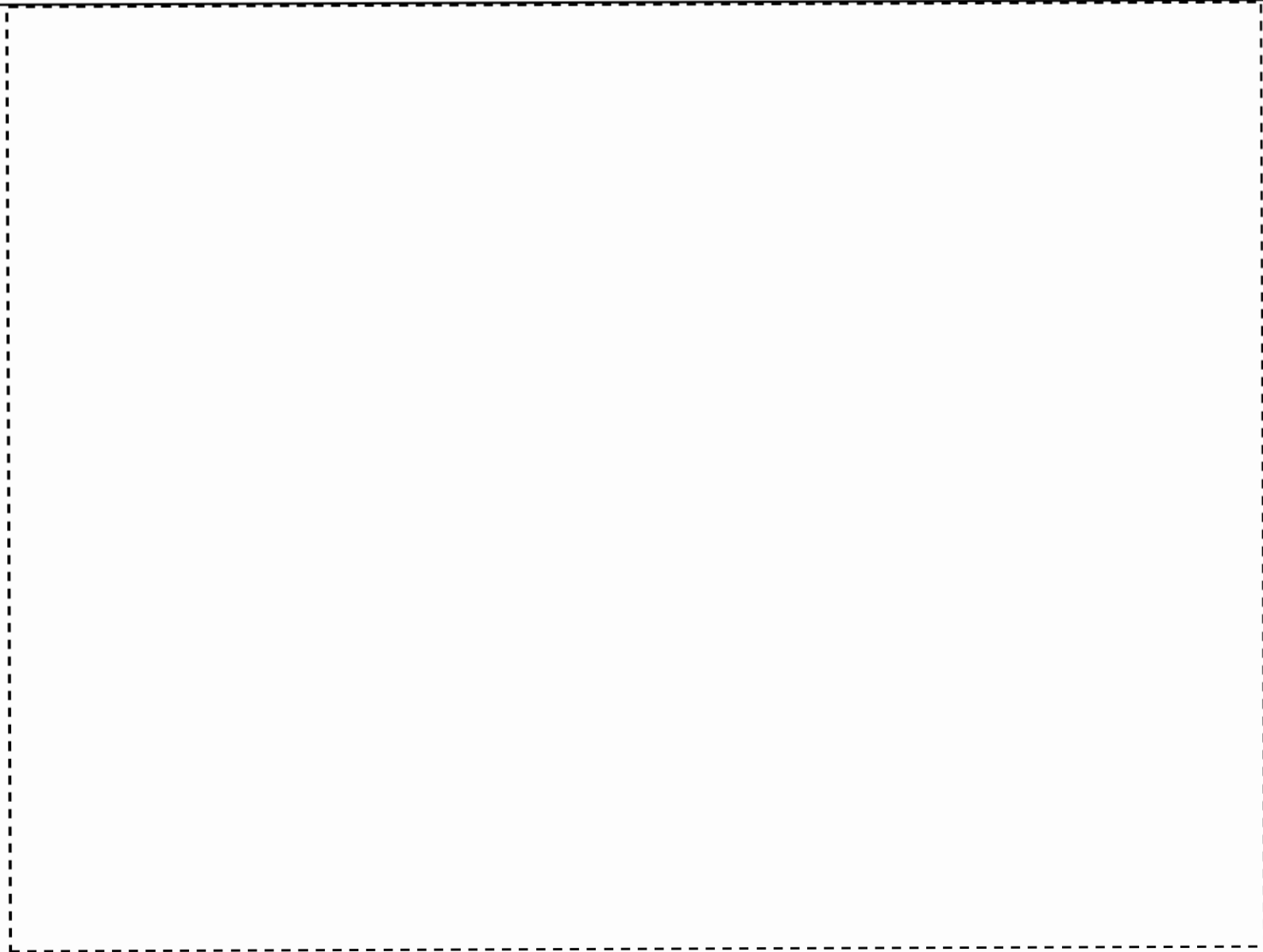
変更理由  
壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は火災区域及び火災区画境界を  
実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。


<p>変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可）</p> <p>60E</p>	 <p>図ハ-2-1-5-1 (2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（平面図 1階）</p>
<p>変更後</p> <p>60E</p>	 <p>図ハ-2-1-5-1 (2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（平面図 1階）</p>
<p>変更理由</p> <p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	




<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p>	 <p>図ハ-2-1-5-1 (6) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (平面図 4階)</p>
<p>変更後</p>	 <p>図ハ-2-1-5-1 (6) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (平面図 4階)</p>
<p>変更理由</p>	<p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は外壁の範囲を実態に合わせて変更し、耐震及び遮蔽に係わる安全機能を追加するもの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更理由	変更後
<p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は外壁の範囲を実態に合わせて変更し、耐震及び遮蔽に係わる安全機能を追加するもの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p> <p>PLC</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>図六-2-1-5-1 (7) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 A通り、A1通り)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p> <p>PLC</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>図六-2-1-5-1 (7) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 A通り、A1通り)</p> </div> </div>

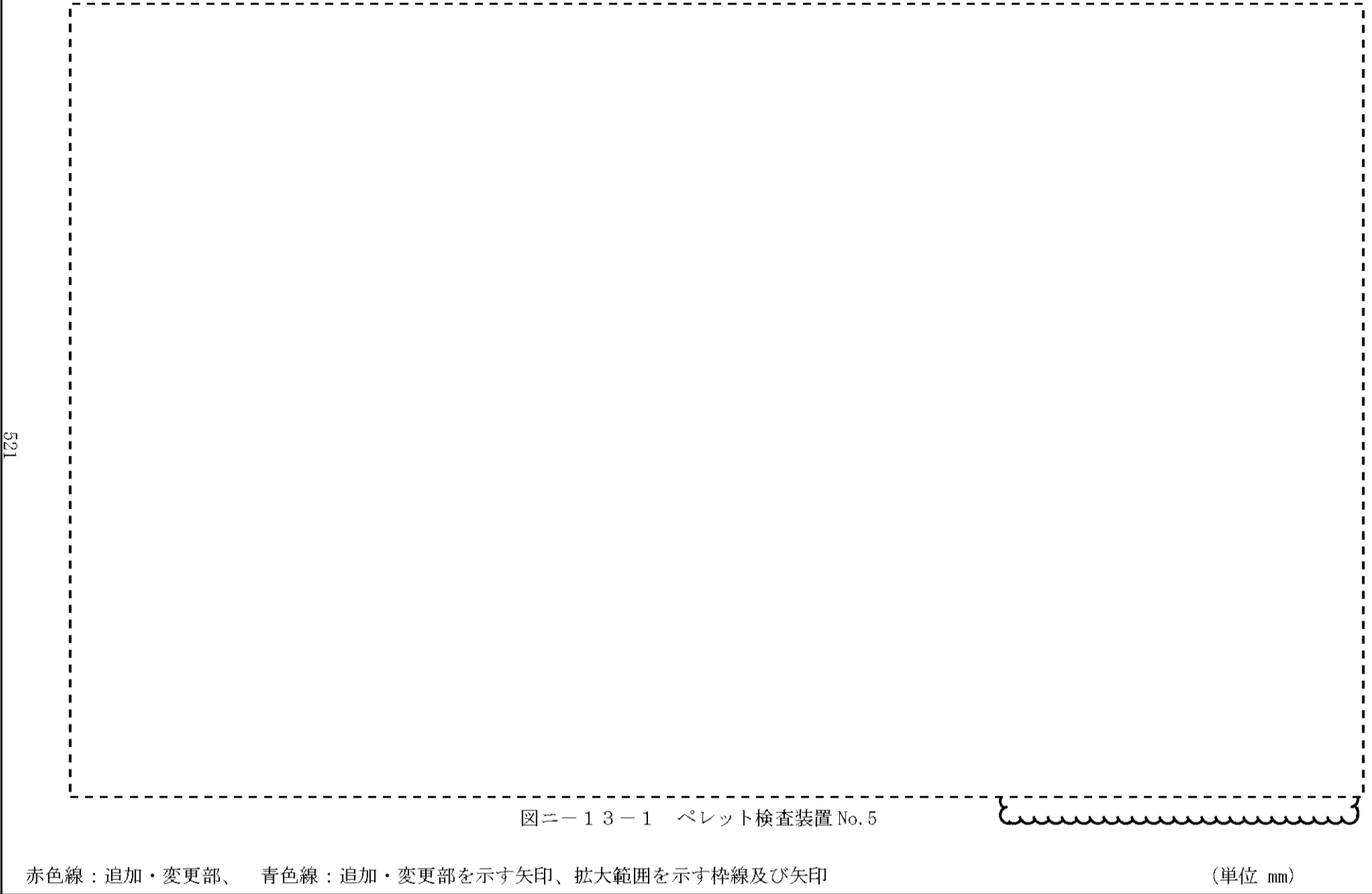

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
<p>壁の仕様を適正化するため。 なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p>図ハ-2-1-5-1 (8) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 B通り、B0通り)</p> 	<p>図ハ-2-1-5-1 (8) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 B通り、B0通り)</p> 

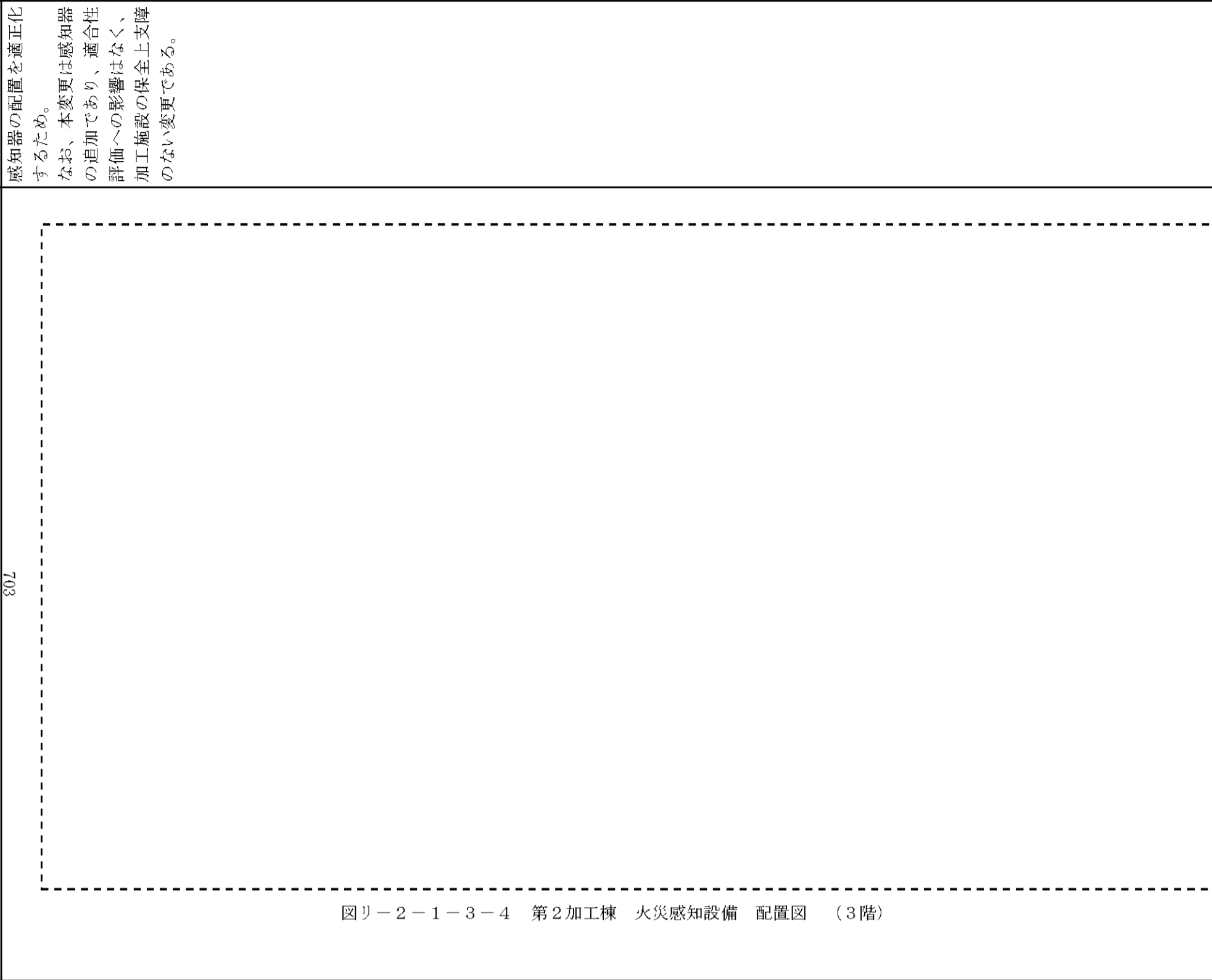
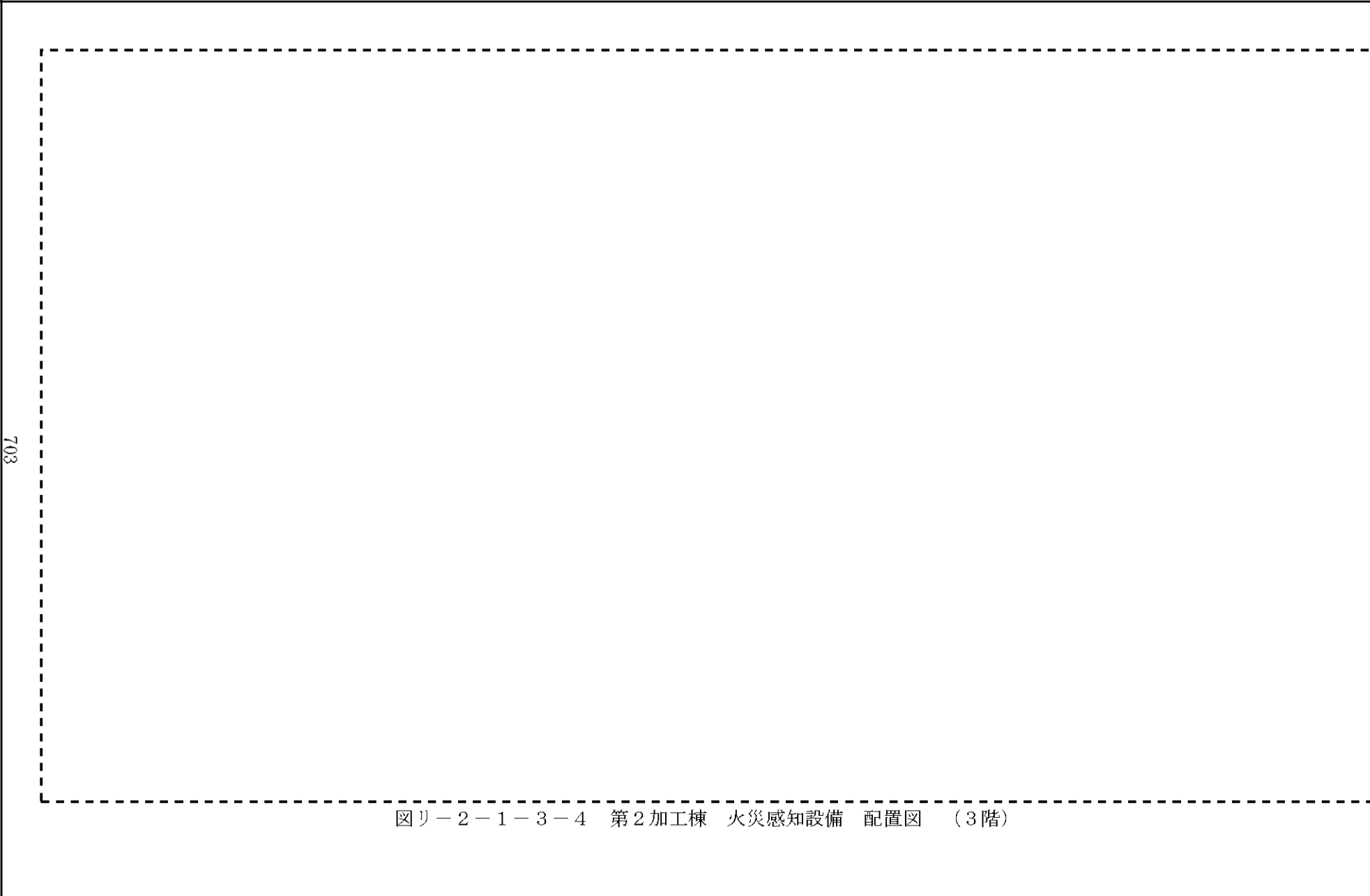
<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)</p>	<p>321</p>  <p>図ハ-2-1-5-1 (14) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)</p>
--	--


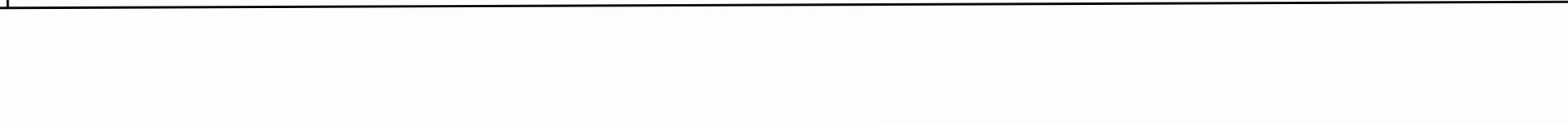
<p>変更後</p>	<p>321</p>  <p>図ハ-2-1-5-1 (14) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)</p>
------------	---


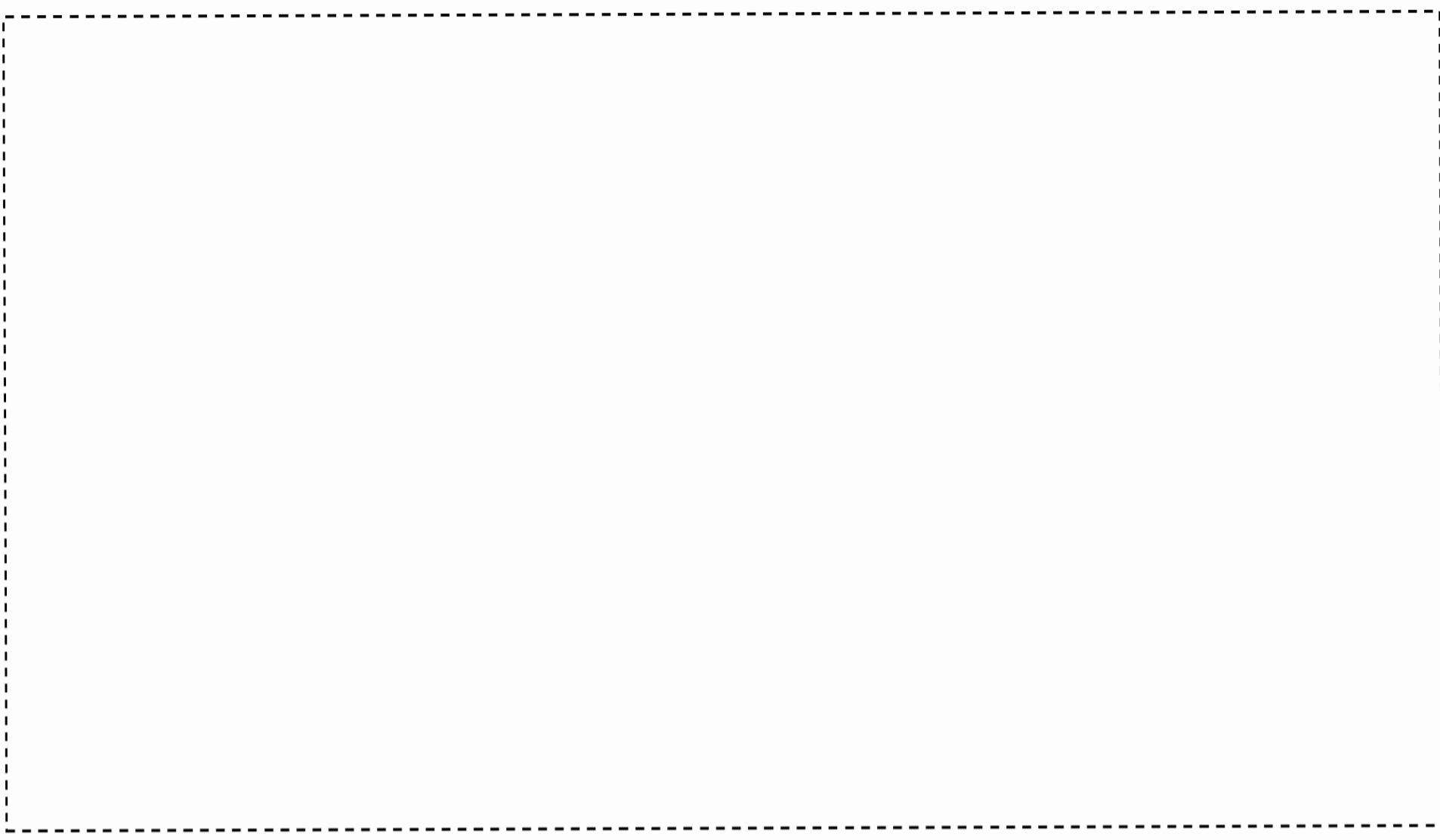
変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
 なお、本変更は外壁の範囲を実態に合わせて変更し、耐震及び遮蔽に係わる安全機能を追加するもの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由	<p>据付に係る記載を適正化するため。 なお、本変更は据付に係る部位の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
<p>変更後 521</p>	 <p>図ニ一 1 3 - 1 ペレット検査装置 No. 5</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>
<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可) 520</p>	 <p>図ニ一 1 3 - 1 ペレット検査装置 No. 5</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>

<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)</p> <p style="text-align: center;">80L</p>	 <p style="text-align: center;">図リ-2-1-3-4 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階)</p>
<p>変更後</p> <p style="text-align: center;">80L</p>	 <p style="text-align: center;">図リ-2-1-3-4 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階)</p>
<p>変更理由</p> <p>感知器の配置を適正化するため。 なお、本変更は感知器の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

<p>変更前（令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可）</p>	<p style="text-align: center;">F0L</p>  <p style="text-align: center;">図リ-2-1-3-5 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階)</p>
<p>変更後</p>	<p style="text-align: center;">F0L</p>  <p style="text-align: center;">図リ-2-1-3-5 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階)</p>
<p>変更理由</p> <p>感知器の型式及び員数を適正化するため。なお、本変更は感知器の型式及び員数の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

<p>変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)</p> <p>90L</p>	 <p>図リ-2-1-4-2 第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (中2階)</p>
<p>変更後</p> <p>90L</p>	 <p>図リ-2-1-4-2 第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (中2階)</p>
<p>変更理由</p> <p>消火器の配置を適正化するため。          なお、本変更は消火器の配置の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	